

日本陸軍の中国認識の変遷と「分治合作主義」

樋口秀実

《要約》

本稿は、1930年代に日本陸軍の対中政策における主流路線となった分治合作主義について、その形成と展開の過程を考察している。従来の研究では、分治合作主義が単なる分治＝分割統治と誤解され、合作の意味が検討されず、日本が中国を分裂させ対中侵略を容易にするための手段と考えられてきた。しかし、分治合作主義が案出された1920年代当時は、軍閥混戦という中国情勢のなかで、中国の各地方権力者間の合作＝協力を日本が斡旋することで、中国の和平統一を図るものだった。しかし、満洲事変勃発後、日本と国民政府との対立が激化すると、分治合作主義は変質した。すなわち、日本が中国分立状態の創出・地方政権の樹立を主体的に行い、国民政府の倒壊を期しつつ、満洲問題を有利に解決しようというものとなった。それは、辛亥革命以来中国の政情不安が続くなかで、地方分立こそが中国社会の適性であり、国民政府による統一も長続きしないだろうとの認識に支えられていた。

はじめに

- I 援段政策と陸軍「支那通」
- II 1920年代の軍閥混戦と分治合作主義の誕生
- III 国民政府の台頭と分治合作主義の変質
- IV 満洲事変と分治合作主義の完成
おわりに

はじめに

19世紀後半から20世紀前半にかけての東アジア世界では、儒教原理に基づく階層的秩序である「朝貢体制」から、主権的国民国家を構成要素とする水平的秩序である「条約体制」——すなわち、近代的国際秩序——へと国際秩序の性格が移行しつつあった。一方、この時代の日

中関係、とくに辛亥革命以降のそれは、両国政府間に主権的国民国家同士の関係構築を目指す意思があったとしても、日本が明治時代にいち早く国民国家化を遂げたのに対し、中国全体が革命後もなお国民国家形成の途上にあった点に、その構築のうえでの難しさがあった。中国国民党・共産党に関する近年の研究は、日中戦争下の時期にあってさえ、両党の指導者が同国の社会や大衆の動員に苦慮する様相を描き出している〔角崎 2010a; 2010b; 笹川・奥村 2007; 高橋 2006; 田中 1996; 丸田 2007〕。したがって、その当時の日本政府・軍部当局者は、中国情勢の変化をにらみ、中国認識を絶えず更新させながら、対中

関係をいかに構築していくかという課題に向き合わねばならなかった。

にもかかわらず、日本の中国認識をめぐる過去の研究は、中国における国民国家形成への動きや「分裂から統一への希求」を日本側が看過した点を強調し、「近代日本の歴史は、中国認識失敗の歴史であった」として断罪する〔野村1981, 47-114〕^(註1)。そして、日本の中国認識にそうした「欠落部分」〔野村1981, 302〕があったことが、日本の中国蔑視や中国侵略、ひいては日中戦争の開戦原因のひとつになったと論じている。

しかし、中国における国家と社会^(註2)の乖離を指摘した前記の研究に加え、近年の日本思想史研究の領域では、国家と区別された「社会の発見」という大正時代の思想析出状況〔飯田1997, 155-221; 松本2013〕、ギルドや郷団などの中国中間団体による自治を高く評価した内藤湖南や橋樸らのシナロジストの存在〔岸本2006; 松本2013〕、「帝国秩序」論の視点から国民国家体系を克服する可能性のあった概念として見直された1930年代の「東亞協同体」論の意義〔酒井2007, 119-159〕が注目されている。それゆえ、国民国家を絶対視する立場から日本の中国認識の欠陥だけを照射した従来の研究は、中国の国家的動向の一端だけを切り取り、中国社会の全体像とそれに対する日本側の認識の立体性とを十分に把握しきれていない。他方、上記の思想史的成果は、「学知」を分析対象としているだけに、日本政府・軍部当局者の中国認識とどれほどの親和性を有し、実際の日中関係にいかなる影響を与えたのか、明確ではない。

以上を踏まえ、本稿は、日本陸軍、とくに陸軍「支那通」の中国認識を再検討し、その変遷

と特質を明らかにする。その際、本稿では、国民国家を相対化する立場に立脚しつつ、陸軍の中国認識を、「朝貢体制」から近代的国際秩序が完成するまでの過渡期に出現した、日中提携実現にむけての秩序構想——つまり、秩序を確立または維持するための構想——と関連付けて考察する。近代日中関係が、中央政府間の協力による主権的国民国家同士の関係として構築されにくいという特徴を有する反面、西洋への対抗を意図した日中提携は日本国内において明治時代以来一貫して求められ続けた〔米谷2006〕。では、陸軍は、刻々と変化する中国情勢に応じて、いかなる日中提携構想を描いたのか。本稿は、そうした歴史的条件に応じた「支那通」の認識の変遷とそれを踏まえた秩序構想を、中国の中央政府——すなわち、中華民国北京政府と中国国民政府——以外の地方権力の動向も視野に入れながら、考察する。また、本稿において陸軍を主たる考察対象とするのは、近代日本の対中政策決定過程における陸軍の発言力が日本国内のあらゆる政治・軍事勢力のなかでもっとも大きく、彼らの描いた中国認識が日本の対中政策に反映されやすかったと思われるからである。さらに、そのなかでも中国問題を専門に担当する陸軍「支那通」は、中国滞在経験の長さ、入手する中国情報の質および量の豊かさ、中国情勢の分析能力の高さなどにおいて他の陸軍軍人を圧倒し、陸軍部内における中国認識の形成に大きな影響を与えていたと考えられるのである〔北岡1989〕。

本稿は、以上の考察を進めるにあたり、次の2点に留意する。第1に、国民国家を相対化する立場との関連で、「分治合作主義」（以下、かっこを略）という対中政策構想に着目する。

この分治合作主義は、日中戦争下の1938～39年に展開された「支那新中央政府樹立工作」に関する複数の公文書のなかで散見される用語である。たとえば、陸軍省が1938年6月2日に作成した「支那政権内面指導大綱」^(注3)には、新しい中国の「国家組織ハ当分共和政体ト為シ中央政府統轄ノ下ニ北支、中支、蒙疆、南支、西北等ノ各地域毎ニ其特殊性ニ即応スル地方政権ヲ組織シ広汎ナル自治権ヲ与ヘテ分治合作ヲ行ハシム」とある。さらに平沼騏一郎内閣の五相会議で決定された1939年6月6日付「新中央政府樹立方針」^(注4)も、「支那将来ノ政治形態ハ其ノ歴史及現実ニ即スル分治合作主義ニ則ルヘキ」と論じている。満洲事変から日中戦争への拡大過程を分析した安井三吉の定義によると、分治合作主義の具体的内容、それを根底で支えた中国認識、それが日中関係に与えた影響は、次のとおりである〔安井2003, 20-21〕。

当時の日本の軍部には、中国は国家ではなく社会であるという中国認識が根底にあっただけではなく、中国がそのような分裂状態を克服して統一に向かうよう手を差し伸べるのではなく、むしろ分裂を促進し、これを利用して中国支配の目的を達成しようとする志向性があった。一九三〇年代の日本には、「満洲国」だけでなくさらに一部には「華北国」や「蒙古国」を樹立しようという構想があり、また華北の政権を「張学良政権」「北支政権」などと呼び、国民政府からの分離独立を画策した。中国の統一化の動きと真っ向から対立する方向性をもった政策である。

安井は、この分治合作主義を1930年代の日

中関係における「局地的戦争段階〔日中戦争の「全面的段階」の対義語。満洲事変から日中戦争勃発に至るまでの段階——〔 〕内は、筆者注。以下同〕の日本の対中国侵略の方針」とみなし、こうした方針があるからこそ「柳条湖事件から盧溝橋事件への連続性を追求」できると論じている。安井もまた、近代中国における「分裂から統一への希求」を日本側が見落としたことが、日中戦争の開戦原因のひとつだと評価しているのである。

近代日中関係史上の分治合作主義の意義に注目した安井の慧眼に、筆者は敬服する。管見の限り、安井の研究だけが分治合作主義を正面から検討している。日本の中国認識のなかで中国の国民国家化への動きがどのように扱われているかを検討するためには、まずは分治合作主義を分析しなければなるまい。

とはいえ、安井の定義付けに、筆者は次の疑問を感じる。

(1)分治合作という文言のなかの「合作」は、いかなる意味をもつのか。分治合作主義に関する安井の定義を読む限り、それは日本による中国分割統治であり、中国語の「提携」「協力」に相当する「合作」の意味は含まれない。しかし、前述のように、この文言は、後世の研究者が創出した学術用語ではなく、日本の公文書に登場する言葉である。分治合作主義は日本の国策に昇華した構想であり、「分治」はもちろん、「合作」という字句の意味をゆるがせにすべきではない。では、いったい分治合作主義とはどのような構想なのか、分治と合作はいかに組み合わせさせて一つの政策体系となるのか、合作とは何を、いかにして協力させるのか。

(2)そもそも日本はなぜ中国を分割する必要が

あるのか。中国の分裂は、日本の勢力拡大を容易にする反面、分裂の進展に伴って中華民国の外交的特質のひとつである「地方外交」^(注5)を活性化させ、日本の対中政策の遂行を妨げる恐れがある。日本の対中侵略の進行過程であれば中国の分裂は利点になるものの、その進行が停止して新中央政府を樹立するような権力維持の段階になっても、日本は分治合作主義に固執した。単純に考えれば、中国の中央政府＝統一政権により対日外交の中国側窓口が一本化されたほうが日本側の外交活動も容易になるはずなのに、それをしないのはなぜか。

(3)分治合作主義の根底にある「中国は国家ではなく社会であるという中国認識」は、いつ、どのようにして形成され、日本の国策として受容されるに至ったのか。安井の研究は、分治合作主義を所与の前提とする。しかし、それは突然誕生したわけではない。では、分治合作主義の起源と展開、さらには陸軍全体の対中政策として定着する過程は、どのようなものなのか。本稿は、以上の疑問点を踏まえつつ、陸軍の中国認識の変遷と関連付けながら分治合作主義の生成過程および政策的意義を検証する。

陸軍の中国認識を分析するうえでの第2の留意点は、陸軍「支那通」のなかで、板垣征四郎をはじめとする陸軍士官学校第16期生の動向に注目することである。平沼内閣の五相会議当時の陸相が板垣であることからわかるように、分治合作主義の生成には、彼が深く関わっていたと考えられる。その同期には、土肥原賢二・岡村寧次・磯谷廉介の「支那通」もいた。この4人は陸士16期の「支那屋四天王」と称され、「同志の契合」をもっていた〔西郷1938, 142; 稲葉1970, 367〕。彼らはいずれも日露戦争中に少

尉に任官され、日本の勢力が中国全土に拡大した第一次世界大戦中に「支那通」としての本格的勤務を開始した。板垣は1917年8月から昆明での駐在を開始し〔秦1991, 18〕、磯谷も同月から南京に滞在している^(注6)。そして、1930年代になると、彼らは陸軍省・参謀本部の要職に就任して日本の対中政策決定を主導した。分治合作主義とその根底にある中国認識は、彼らの中国体験とその間の交流のなかで形成かつ共有され、陸軍部内に浸透したと推測される。さらに陸士16期は、1930年代の陸軍の中樞を担った永田鉄山や小畑敏四郎も輩出した。この両者に岡村を加えた3人が交わした1921年の「バーデンバーデンの盟約」は、大正末期から昭和初期にかけての陸軍革新運動の原点とされる〔稲葉1970, 367; 船木1984, 33〕。両者はまた、1930年代の陸軍派閥対立のなかで、永田が「統制派」の、小畑が「皇道派」の中心人物となった〔北岡1979; 佐々木1979〕。分治合作主義の陸軍部内における浸透や定着の経緯を考えると、「四天王」と永田・小畑らの中央将校との関係に着目するのは、非常に有効なのである。

本稿は、以上の解明を次の構成で進める。

第I節では、寺内正毅内閣期の援段政策を取り上げ、その政策的特質と政策を支えた中国認識を確認する。本論の記述をここから始めるのは、援段政策の展開を通して得られた中国認識が分治合作主義の生成に大きな影響を与えたと思われるためである。それは、陸士16期の「支那通」が在中勤務をこの頃から本格的に開始したこと、「支那通」の先駆者である坂西利八郎や青木宣純がこの時期の対中政策遂行——とくに前者が援段政策の一環である西原借款の成立——に大きな役割を果たしたこと^(注7)から

推測される。それゆえ、陸士16期生の中国認識の基本的傾向を把握するためにも、本節では、彼らの観察対象となった当時の中国の政治構造もやや詳細にみていく。

第Ⅱ節では、段祺瑞が臨時執政に就任した1920年代半ばの北京政府に対する陸軍の支援策を援段政策と対比し、前者の特質とその背景にあった中国認識を検証する。1920年代は、いわゆる軍閥混戦によって中国の分裂状態がもっとも深刻になった時期であった。一方、段の政権復帰に伴い、ワシントン会議当時は国際協調に努めていた日本も、自主的な対中外交を再開した。本節は、中国情勢や日本外交のそうした潮流のなかで、上記の支援策がいかなる認識の下に行われ、分治合作主義の生成にいかに関わったのかを考察する。

第Ⅲ節は、国民政府の台頭により中国が統一の方向へ向かいつつあった1920年代後半を対象に、陸軍における中国認識の変容と分治合作主義の展開とについて検証する。

最後の第Ⅳ節は、満洲事変から日中戦争勃発までの時期を対象とする。この時期は、満洲事変を受けて中国情勢が大きく変化した。そうしたなか、陸軍の中国認識はどのように変化し、それに呼応して分治合作主義もいかなる政策的意義をもつに至ったのか。そして、陸軍全体の対中政策として定着するようになった分治合作主義は、この時期の日中関係の展開にどのような役割を果たしたのか。本節は、それらの経緯や意義を考察する。

なお、本論中の人名の後のかっこ書きは、記述対象である歴史的事象が発生した時点での、その人物の職名や階級を表している。

I 援段政策と陸軍「支那通」

1. 段祺瑞政権の政治構造

そもそも寺内内閣は、なぜ段祺瑞を支援したのか。というのも、寺内内閣成立前の1916年4月14日、坂西(中華民国大総統顧問)は寺内に対し、「袁〔世凱〕二代ルヘキ人物ハ袁派中ナレハ徐世昌 馮国璋 段祺瑞等有之候得共南方革命派カ之レニテ承知スルヤ疑ハシク又徐 馮ノ如キハ彼等自カラ已ニ承諾シテ統治者ノ位置ニ就ク事断シテ之レ無カルヘシト被存候段ハ大ニ野心有之候得共 袁ニ優リタル排日思想ヲ有スル彼レハ到底我邦トシテ之ヲ肯ンスル能ハサル次第ニ御座候」と評する書翰〔山本1989, 39〕を送っているからである。確かに、その当時、段に匹敵する実力者として馮国璋がいた。馮は、いわゆる北洋軍閥が同年6月の袁死去後に安徽・直隸両派に分裂するなかで、段を指導者とする前者に対し、後者を率いた。さらに1917年8月1日から1918年10月までは大総統も務めた。にもかかわらず、日本は、なぜ親日派でも絶対的権力者でもない段を支援し、どのような方向に中国情勢を導こうとしたのか。この問いに答えるには、まず中国の政治構造とそのなかでの段の位置付けを確認することが先決である。段の略歴からみていこう。

段祺瑞は、1865年安徽省合肥県出身。85年、天津武備学堂入学。89年、ドイツ留学。95年、袁世凱による北洋新軍創設に伴い、砲兵第1営管帯。1902年、袁の直隸総督兼北洋大臣就任とともに北洋新軍参謀長。08年の会考陸軍遊学卒業学生主試大臣、09年の陸軍卒業学生主試大臣、10年の留学士官卒業主試官と3度に

わたり留学生の試験官を務める。11年の辛亥革命勃発後、革命軍鎮圧のため南征するが、前線から清帝退位を要請。12年3月、唐紹儀内閣の陸軍総長に就任し、短期間を除いて17年11月まで留任。13年11月、副総統黎元洪入京後、兼湖北都督。14年6月、建威上將軍兼管理將軍府事務。16年4月、國務卿（6月に國務總理と改称。第1次内閣）。17年7月、國務總理（第2次内閣）。12月、参戦督辦。18年3月、國務總理（第3次内閣）。19年7月、辺防督辦（参戦督辦を改称）。20年、安直戦争に敗れ、天津に閑居。24年11月、臨時執政。26年4月、辞職。36年11月、死去〔外務省情報部1928, 526-527; 胡曉2007; 胡健国1992; 呉廷燮1985; Powell 1925, 759-762〕。

この経歴からまず確認できるのは、段祺瑞に日本留学経験がないことである。段が親日派に転じたのは、部下の影響による。段は清朝末期、日本留学から帰国した陸軍士官の卒業判定に3度関わった。その結果、段と留日組士官との間に師弟関係が成立した。段と徐樹錚との間柄は、その典型である。天津武備学堂卒業後第6鎮に配属された徐は、統制官の段に才能を認められ、日本陸軍士官学校留学を経て陸軍部秘書長に抜擢された〔外務省情報部1928, 831-832〕。段の周囲には、徐以外にも、靳雲鵬・曲同豊・傅良佐・王捐唐らの留日組士官が集結した。そして、「新進ノ留日出生者ヲ集メ均シク俊才秀逸ヲ網羅」した段は、総理就任後「親日の中央集権策」を推進した^(注8)。これは、中央集権化を目指した袁の帝政運動が大隈重信内閣の反袁政策によって失敗した反省から生まれた方針であった^(注9)。

段祺瑞の第2の特徴は、軍人である彼が、軍

閥^(注10)というより、専門的軍事官僚の性格が強いことである〔Sheridan 1983, 284-285〕。馮国璋の略歴を段のそれと対比してみよう。

馮国璋は、1870年直隸省河間県出身。天津武備学堂に学び、1902年、袁世凱の保定軍政司設立に伴い、同教練処総辦。08年、陸軍部副大臣に任じられ禁衛軍を創設、軍統に就任。辛亥革命当時、革命軍鎮圧のため漢陽を攻略するが、袁・段祺瑞とともに共和政治に賛成。12年9月、直隸総督。14年6月、江蘇宣武上將軍。1915年12月、参謀総長に任命されるが、袁の帝政運動に反対して赴任地の南京を動かさず、反袁運動中は蔡鍔や梁啓超らと接触、北京政府と南方派との間で中立の立場をとり、「中部支那ノ盟主」となる〔神谷1975, 401-402; 波多野1973, 249-273; 樋口2007a〕。16年10月、副総統。17年8月、張勳復辟後に黎元洪が大総統を辞職すると、上京して大総統を代行。18年10月、任期満了で大総統を退く。19年8月、死去〔外務省情報部1928, 920; 公1989; 張1985b; Powell and Tong 1920, 49-50〕。

段祺瑞と馮国璋の経歴を対比して気づくのは、北洋新軍出身である両者の政治・軍事的立場が辛亥革命を境に異なってくる点である。段が陸軍総長や國務總理など経歴の大半を中央勤務で費やしたのに対し、馮は直隸総督・江蘇將軍など政治生活の多くを地方勤務で過ごした。後者の政治的拠点も南京に置かれ、副総統時代もそこを動かなかった^(注11)。

この違いの意味は、北京政府の軍制を知ってこそ理解できる。北京政府の軍事的中核は、北洋新軍である。そして、民国成立後、各地の軍隊を糾合し、1916年当時、中国陸軍の総兵力は計33個師となった^(注12)。しかし、そのなか

で袁世凱が直轄したのは14個師であり、残り
は各将軍・督軍（1916年7月、将軍を督軍と改
称）に直属した。さらに各都督・将軍・督軍は、
本来なら北京に送るべき税収を地方の養兵費に
流用した〔Reinsch 1922, 55〕。その結果、各地方
軍は都督・将軍・督軍の私兵と化し、「唐代の
藩鎮の禍」^(註13)を再現した。

北京政府の軍制の欠陥は、段祺瑞と馮国璋の
経歴の違いに次のような意味をもたせた。北京
政府初代陸軍総長の段は、中央軍政の最高責任
者として新しい軍事制度を一手に整備した
〔黄・陳・馬 1990, 27〕。しかし、陸軍部が管轄す
る中央常備軍の兵力は小さく、都督・将軍・督
軍が有する地方の兵力に及ばなかった。一方、
馮は、禁衛軍を中心に彼の私兵といえる軍隊を
もっていた。馮の江蘇将軍在任当時、江蘇省に
は、禁衛軍以外に、第2・第19師を含めた2
師3混成旅分、計約1万3000人分の兵力が駐
屯していた。このうち、禁衛軍と第5混成旅は
馮の上京に随行した〔丁 2007, 100; 張 1985b, 22-
26〕。段はこうした状況を憂慮し、各地方が私
兵を抱えるのは民国の共和政体に適さないから
裁兵を通じて軍民分治を行うべきであると建議
したことがあった〔胡 1992, 210〕。

段祺瑞・馮国璋の軍人・政治家としての性格
の違いは、軍人・政治集団としての安徽・直隸
両派の性格の違いを生み出した。馮の下で総統
府秘書長を務めた張一麐が1920年に北京政府
の主要軍人を分類したところによると、安徽派
には、段祺瑞・徐樹錚・段芝貴・田中玉・靳雲
鵬・曲同豊・傅良佐・王揖唐らのように、地
方・前線勤務よりも陸軍部などでの中央勤務経
験が長い者が多くいた〔張 1985a, 26-53〕。安徽
派は、軍閥というより、軍事官僚集団としての

性格がある。一方、直隸派には、段や馮と並ん
で「北洋三傑」と称された王士珍を除けば、中
央勤務経験者が一人も存在せず、地方勤務や実
戦を経験するなかで昇進を果たした者が多かつ
た。曹錕・呉佩孚・李純・王占元・陳光遠らが
これに該当する。直隸派は、安徽派と対照的に、
自己の赴任地・駐屯地における地盤の維持・拡
大に腐心する地方軍人集団としての性格が強
かったのである〔鄭・張 2007, 115-121; Ch'i 1976,
57-76; Wou 1978, 81-100〕。

このほか、1910年代後半以降の中国政治に
おいて留意すべき勢力として南方派がある。こ
こでいう南方派とは、袁世凱の帝政運動に反対
し、1917年6月に大総統黎元洪が張勳復辟運
動を受けて国会を解散した後、孫文を中心に広
東軍政府を創設した集団である。南方派は、北
京政府への対抗時には協力して活動するものの、
その派内では、複数の勢力に分かれて主導権争
いを展開した。派内には次の勢力が存在する。
①孫文を中心とする革命派、②梁啓超・唐紹
儀・岑春煊・伍廷芳など清末民初にかけて中央
政府で閣僚・官僚を経験した文人、③両広巡閱
使陸榮廷・雲南督軍唐繼堯などの西南軍閥、④
1917年8月、広州で国会非常会議が開かれた
ときに南下した国会議員である。このうち、②
に関しては、唐紹儀や梁啓超のように段祺瑞内
閣に入閣した者がいる。また①と③は、西南地
域に外来した前者と同地域社会を実効統治する
後者との間で、とくに軍政府の所在地である広
東省の支配権をめぐる対立していた〔塩出
1992; 1999; 2002; 深町 1999〕。

1916年4月成立の第1次段祺瑞内閣は、袁
世凱死後の6月、内閣を改造して南方派の政治
家を入閣させた。北京政府主要4閣僚（財政・

内務・交通・外交総長)のうち、財政・内務・外交各総長の地位は、南方派の陳錦濤・孫洪伊・唐紹儀が占めた。これは、反袁運動以降北京政府にとって軽視できない勢力に成長した南方派が袁死後に黎元洪の大総統継任を主張した点に鑑み、段が黎に譲歩した結果である。かくして、第1次段内閣は南北両派の連立内閣というべき性格となり、総理としての段の権力も不安定であった^(注14)。その後、大総統黎元洪が張勳復辟問題をめぐり下野し、1917年7月に第2次段内閣が成立した。第2次内閣は、南方派閣僚の一部を排除し、第1次内閣より段への集権化が進んだ。駐華日本公使林樞助は、第2次内閣を「相当鞏固ナル基礎ノ上ニ成立セル正当政府」^(注15)と評価した。寺内内閣もまた、第2次段内閣成立直後の同月20日、援段政策を正式に閣議決定した。

以上、段祺瑞内閣期の中国の政治構造は、袁世凱生前と比較すると、中央集権体制が動揺し、直隸派・南方派などの軍閥または地方権力の力量が高まって、分権化が進行しつつあった。そうしたなか、中央政府官僚の筆頭格である段祺瑞は、軍事官僚集団である安徽派を率い、分権化の流れを押しとどめようとしていた。では、このような複雑な中国情勢を日本側はどのように観察し、なぜ段を支援したのか。以下、その点を明らかにしよう。

2. 援段政策の展開と日本陸軍

援段政策の骨幹である西原借款は、(1)交通借款(1917年1月20日)、(2)第2次交通借款(同年9月28日)、(3)有線電信借款(1918年4月30日)、(4)吉会鉄道借款前貸金(同年6月18日)、(5)吉黒林鉞借款(同日)、(6)満蒙四鉄道借款前

貸金(同年8月2日)、(7)山東二鉄道借款前貸金(同年9月28日)、(8)参戦借款(同日)の8種類がある。このうち(3)から(8)までが第3次段祺瑞内閣期(1918年3月23日~10月10日)に集中する^(注16)。つまり、寺内内閣で援段政策が決定された第2次段内閣期に、西原借款は本格化していなかった。では、第3次段内閣で何が変わったのか。

まず第2次段祺瑞内閣期までの日中関係を概観してみよう。1916年7月、前駐日公使陸宗輿は坂西を通じて交通借款の供与を日本側に要請した^(注17)。坂西は西原と相談のうえ、反袁運動をめぐって悪化した日中関係を交通借款により修復しようとした[西原1965,85]。そして、10月9日の寺内内閣成立後、借款交渉を進捗させるべく、交通銀行総理に新任された曹汝霖を来日させようと計画した。しかし、曹は訪日できなかった。国民党を中心とする議会勢力が訪日に反対して黎元洪に働きかけたのである[西原1965,125-129]。彼らは、北京政府が日本の支援を受ければ南方派が弱体化すると警戒していた^(注18)。西原はこれに対し、「北洋派ノ一致団結ニヨリ時局ヲ匡救シ、建国ノ実ヲ奏シ可申」^(注19)とし、段祺瑞の下で北京政府が結束して南方派を討伐し、中央集権化を図るべきであると主張した。

段祺瑞による南方武力討伐は、第2次政権期に行き詰まった。それは、直隸派が討伐に反対したからである。馮国璋は、大総統代行の任期が残り約1年しかないことに鑑み、南北和平を達成し、南方派の国会議員の支援も得て正式元首となることを望んだ^(注20)。直隸派の江蘇督軍李純・江西督軍陳光遠・湖北督軍王占元の長江三督も馮を支持した。彼らの任地である江蘇・

江西・湖北各省は南北両派の境界線上にあり、内戦により最大の被害を受ける地域だったからである。1917年11月18日、3人は南北停戦を求める通電を共同名義で発した〔鄭・張2007, 105-109〕。その結果、第2次段内閣は崩壊し、同月13日、王士珍内閣が成立した。総理退任後の段は参戦督辦に就任した。これは、第一次大戦に関わる中国の対外軍事問題を管掌する役職である。しかし、中央常備軍に乏しい中国にとって対外軍事問題は実質的に存在せず、参戦督辦は「閑職」にすぎないと日本側からみなされた^(注21)。

以上の形勢の下、西原借款は段祺瑞に巨額の資金を提供した。援段政策が第3次段内閣期にロシア革命の影響で日中提携を強化する方向に変質した点は、すでに指摘されている〔斎藤1990-1991〕。さらに、日本側は、共産主義勢力の東漸防止の前提として、南北合流による国土統一を中国側に求めた。国会図書館憲政資料室蔵「寺内正毅関係文書」に残されている「支那統一論」^(注22)と題する覚書は、「帝国政府ト支那政府トノ間ニ軍事協約成立スル場合ニハ、更ニ進テ支那政府及南北有力者ニ対シ、左ノ勸告ヲ試ミ、以テ支那統一ヲ図リ、東亜全局ノ平和ヲ支持スルノ必要アリト認ム」と述べたうえ、共産主義勢力の東漸に備えての日中提携や南北統一による諸外国の中国分割防止を「勸告」としている。

上記の「軍事協約」とは、1918年5月締結の日中共同防敵軍事協定（以下、日中軍事協定）を指す。これには、第2次内閣崩壊後に後退した段祺瑞の権力を回復し、彼を中心として南北統一を実現する狙いがあった。陸軍はまず、軍事協定締結という参戦業務を進めることにより

参戦督辦を実質的職務の伴った地位に改め、段の復権を支援した。同年2月、坂西は馮国璋に対し、安直両派に軋轢があるのは「段カ参戦督辦タル地位ニアリナカラ何等業務ヲ実施セザル為メ所謂疑心暗鬼ヲ生スルモノナルヘシ今ヤ日支両国軍事協同ノ方針確定セラレタルハ大總統ハ速ニ参戦督辦処ノ事務開始ヲ命シ常設軍事諸機関トノ権限ヲ明ニ」^(注23)してほしいと要請した。その結果、同月末に「督辦参戦事務処組織令」が公布され、ロシア革命発生を受けて中国北辺の防衛を嚴重にすべく、国際参戦業務に関連する糧食準備や軍備整備などの事項を所管各部と協議して処理する権限が同処に与えられた^(注24)。

日本の支援を得た段祺瑞は第3次内閣期に再び中国統一を目指した。ただし、第2次内閣当時と同様の方法で南方派に対処しても直隸派の反対に遭う。そこで、段は、シベリア出兵時に「北満ニ於テ日本ノ対露行動ニ関シ共同動作ヲ取ル為之レカ準備費用ヲ用意シ置ク必要アリ」とし、「該費用ヲ以テ精鋭ナル軍隊ヲ組織シ外與国トノ関係ニ利用シ、内支那統一之大目的ニモ供セン」^(注25)と坂西に申し入れた。坂西はこれに対し、日本の援助によって「中央政府ニ個人的ナラサル軍隊」をつくり、この中央常備軍の存在をもって、軍隊を派遣することなく直隸派や南方派を帰順させようとした^(注26)。この軍隊はその後、正式名称を参戦軍と定め、1918年7月から建軍を開始した。1919年1月6日には、靳雲鵬（督理参戦軍訓練事宜）から、安徽・山東・河南3省で各1万人の新兵を募集して計3個師団の軍隊を編制するよう指示が発せられた^(注27)。

しかし、第3次段祺瑞内閣期の南北統一政策

は、参戦軍が完備される前に失敗した。直隸派の第3師長呉佩孚が1918年6月、陸榮廷の支援を受けた南方派の前湖南督軍譚延闓と停戦協定を結んだからである〔許2007, 97-100〕。南方派はこの頃から南北和平に向けて動き出し、5月18日、広東軍政府は軍政府組織大綱を修正して、孫文の独裁制から総裁7人の合議制に改めた。孫は大元帥を辞して一総裁となり、岑春煊・唐紹儀・伍廷芳・陸榮廷・唐繼堯・林葆懌の6人も総裁職に就いた（岑が主席総裁）。この政府改組の背景には、北京政府に対する孫と陸・唐らの軍閥との姿勢の違いがある。南北戦争において私兵をもって戦闘に従事する軍閥は、戦争が長引くほど彼らが受ける損害が大きくなる。それゆえ、軍隊をもたない孫に比べて和平への渴望が強く、彼の権力を弱めて和平実現を目指した^(注28)。孫はこれに対し、改組直後の5月21日、広州から上海へ移動した〔陳1991, 上, 1123〕。呉は8月28日、南北和平を求める電報を北京政府に送った^(注29)。呉の動きは南方派の賛同を得、第3次段内閣を崩壊させた。

参戦軍は1920年7月の安直戦争で崩壊した。建軍間もない同軍は、歴戦の軍人の集団である直隸派に敵わなかった。参戦軍第1師歩兵第3団第2連長韓世儒は、軍の実情を次のように回顧している。「参戦軍、とくに参戦軍第1師（師長＝曲同豊）では、多くの軍官に実戦経験がなかった。上中級の軍官は、軍隊から来たものを除けば、多くが保定軍官学校の教職員であり、戦術の原則を講じられても、応用面を講じるだけの実戦経験に乏しかった。また初級軍官の多くは保定軍校を卒業したばかりの学生たちで、経験はさらに乏しかった。これらの学生で構成される軍隊は、ひとたび状況が発生すれば、頭

脳は冷静でなく、明確な判断を欠き、複雑かつ困難な局面に遭遇すれば、適切な処置を益々欠いた」^(注30)。

安直戦争前の陸軍は、中央集権的政治体制の確立を目指した段祺瑞を支援した。それは、ロシア革命後の共産主義勢力の東漸を防止するためには、中国の分裂を回避すべきであるとの認識からだった。要するに、この時期の陸軍は、中国の分割を目指しておらず、むしろ同国の統一を望み、日中提携の下で日本からの支援を受けた中国中央政府をして同国の政治的安定を図らせようとした。しかし、安直戦争後の陸軍は、段の失脚による中央権力の失墜と直隸派・南方派という地方権力の勃興とを踏まえ、中国認識の修正と新たな対中政策の策定を迫られた。坂西は、戦争後の中国情勢に関し、最近「聯省自治」が高唱されているが、それは「中央集権の不可能なる結果自然に地方分権に赴く道程止むを得ざる傾向否な叫声と被存候」^(注31)と観察している。では、そうした情勢に応じた認識と政策は、いかなるものか。これが、次節の課題である。

II 1920年代の軍閥混戦と 分治合作主義の誕生

安直戦争後、北京政府の実権は、直隸派が握った。日本はこれに対し、張作霖を支援して在満権益の維持・拡張を図りつつ、中国本土情勢に対しては、その将来は「不統一ナル現状ヲ持続スル」と観察されるので、「支那ノ内政ニハ不干涉主義ヲ取り内争ニ関シテハ不偏不党ノ態度」をとるとして、静観した^(注32)。

一方、広東軍政府では、主席総裁岑春煊およ

びこれを支持する陸榮廷と、その他の孫文・唐紹儀・唐繼堯・伍廷芳の4総裁とが対立し、前者の勢力が後退して、孫が1921年11月に広州に復帰した〔深町1999〕。孫は当時、北伐を敢行して軍政府の勢力を長江流域に拡大したいと考え、呉佩孚を敵視していた〔陳1991, 下, 1376-1379〕。孫はまた、直隸派と南方派中の岑・陸との提携に対抗し、安徽派との協力を進めた。上記の4総裁は、南方派総代表として上海に滞在する唐紹儀と北方派総代表である安徽派の王揖唐とを会談させ、南北和平を図った〔陳1991, 下, 1248〕。段祺瑞は1920年6月23日、この会談を支持する旨の電報を孫文に送った〔陳1991, 下, 1252〕。さらに、4総裁は安徽派の張敬堯（元湖南督軍）に対し、同省内で対呉佩孚共同作戦をとるよう要望した〔陳, 1991, 下, 1236〕。このような形勢に対し、磯谷（広東駐在武官）は、「帝国カ将来此南方民党ニ対シ不問ノ態度ヲ持スルヲ得サルハ明ラカ」であり、「従来北方官僚トノ提携ノミニテ国策ヲ樹立シ得ル如ク信シツ、アリシ人々モ今日ハ多少其偏見ヲ自覚シ来レル」との判断を下した^(註33)。

そうしたなか、おそらくは本庄繁（張作霖軍事顧問）の発案で1922年初頭に登場したのが、段祺瑞・張作霖・孫文間の提携——いわゆる三角同盟——構想である。同年2月24日付本庄宛磯谷書翰^(註34)によると、「今次張作霖ト南方派提携ニ関スル〔本庄の〕御高見」に対して「至極同感」であり、この提携により直隸派を打倒したうえ、「民党、張、段等ノ一時ノ融合」を実現して中国の政治的安定化を図るべきであるとされている。

1924年秋の第二次奉直戦争に張作霖が勝利すると、段祺瑞は張の後援を受け、北京政府の

臨時執政に就任した。とはいえ、この当時の段は、名声はあっても財力や兵力がない。そこで、段をどの程度支援すべきかが、陸軍部内で問題となった。援段政策のように段を徹底的に支援し、彼を中心とする北京政府の官僚集団をして中国統一を図らせるのか、それとも、張や南方派など1910年代から勃興した地方権力の存在を考慮に入れて中国の政治的安定を目指すのかという問題である。

これに関し、陸軍にあっては、段祺瑞の復帰を機に日中軍事協定に類する軍事同盟を締結し、日中提携を図るべきだとする意見があった。それを示すのが、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター蔵「荒木貞夫関係文書」（以下、「荒木文書A」）に残る、1925年2月20日付「日支同盟条約案」^(註35)である。本案は、表紙上に真崎甚三郎（陸軍士官学校本部長）の捺印がある点から、陸士9期の荒木（憲兵司令官）・真崎を中心とする、後日の「皇道派」に連なる陸軍将校を中心に作成された私案だと思われる。本案の特徴は、この同盟下で日本は中国に対し「開戦ハ直前ヨリ左ノ義務ヲ負フ」として、「同盟条約遂行ノ為メ必要ナル中華国内政統一ノ為メ必要ナル援助」と「中華民国ノ武力統一及対外作戦ノ為メ必要ナル人員及兵器々材ノ供給」を挙げていることにある。陸軍を代表するロシア通で、シベリア出兵当時ハルビン特務機関員などを務めた荒木が日中軍事協定の早期成立を希望していた点^(註36)から推測すると、「日支同盟条約案」もソ連を対象とした日中攻守同盟案とみてよいだろう。

しかし、この時期の陸軍では、日本による中国中央政府の支援という構想は大勢を占めなかった。それを端的に示すのが、1924年12月

に参謀本部が作成した「支那ノ現時局ニ顧ミ我政策上ノ著意」^(註37)(以下、「著意」)である。「著意」は、以下の経緯を経て作成された。1923年9月12日、駐華公使館付陸軍武官林弥三吉が「対支政策ノ転換ニ就テ」^(註38)と題する意見書を陸軍中央部に送った。それは、日本は「百年河清ヲ待ツ支那統一」をあきらめ、「各地ノ実力派(独り軍閥ノミナラス実業界ノ実力家等)ノ提携ヲ鞏固ニシ以テ帝国ノ発展ヲ期スル」べきであると論じていた。岡村(参謀本部第2部支那班員)によると、林の提言に接した支那班は同月19日「対中国策転換研究会議」を設置し、これを検討した[船木1984, 42]。それゆえ、「著意」は、参謀本部第2部のなかで林の意見を盛り込みながら作成されたと思われる。さらに、1925年1月の「在支課報武官会議」に出席した第2部支那課長佐藤三郎は、「著意」を携行して同席者に披露し、「閣議ニ呈出スル軍部ノ意見ヲ確定スル為メノ基礎ト成ルモノ」と説明した^(註39)。

「著意」は、次のように述べている。第二次奉直戦争後に段祺瑞が復権したとはいえ、中国は「当分依然群雄割拠ノ状態ヲ継続スヘキカ故ニ我政策ハ総テ群雄割拠的国情ヲ対象トシテ画策実行スルノ要アルヘク此際単ニ段政権ニノミ偏倚シテ地方実権者ヲ閑却スルハ妥当ナラサルヘシ」。とくに満洲問題に関しては、張作霖の後援による段の復権という今回の政変を受け、日本としては、中国本土に対する政策と対満政策とを別々に展開する「二重政策」の不便を免れたところがある。とはいえ、満洲問題を中国本土政局の犠牲に供することがあってはならない。一方、段の復帰は日中提携の好機ではあるが、彼を露骨に援助すれば排日運動と政権崩壊

を招来するので、「日支攻守同盟又ハ経済同盟」を提起すべきではない。

では、日本は、中国中央政府への働きかけを自制しながら、中国問題に関する発言力をいかに確保するのか。それが、中国各地方権力間の提携を日本が斡旋し、同国の和平統一を目指すという政策路線である。段祺瑞臨時執政時代のこの路線こそが分治合作主義の起源と思われる。この路線は、1920年代の陸軍部内において、大臣や総長の決裁を得て最高方針になった形跡はない。しかし、段の執政就任から北伐完成までの間、中国の分裂が深刻化するなかで、陸軍の対中政策の主流路線となった。この路線はまた、地方権力者間の提携交渉や日本の斡旋活動をしばしば非公式に進める必要があることから、陸軍中央部と各駐在武官とが連絡を密にしつつ、田中義一らの予後備役軍人や西原らの民間人も交えて、遂行された。以下、その経緯をみていこう。

1925年10月、北京関税特別会議が開幕した。これに先立ち、西原は田中と協議のうえ、訪中した^(註40)。しかし、陸軍は段を援助しなかった。陸軍が支援したのは、鈴木貞一(北京駐在陸軍武官)が「年来の親友の支那人中にては稀に見る大勢に聡明なる人物」^(註41)と評する黄郛(前国務総理)である。西原は7月7日、黄の代理人である前国務院秘書長袁良から信書を受領した。黄は、中国が関税自主権回復を会議で実現できるよう日本の協力を要請したのである^(註42)。西原は9月25日、駐日公使汪永寶の求めに応じて「対関税会議方針」^(註43)を執筆し、これを袁にも送付した。それは、会議の席上、中国が釐金撤廃と引き換えに関税自主権回復を列国に要求する内容であった。

陸軍が段祺瑞でなく黄郛を支持したのは、北京政府のみならず、中国の地方権力に配慮したからである。第二次奉直戦争における張作霖の勝因のひとつは、馮玉祥が呉佩孚を裏切った点にある。黄は、馮との関係が密接であり〔沈1976, 上, 162-165〕、同郷（浙江省）の蒋介石と懇意であるなど南方派との関係も深かった〔沈1976, 上, 228-229〕。陸軍は、黄—馮ラインを通じて段—張—孫文の提携を強化しようともくろんだ。磯谷も1925年12月9日付松井（参謀本部第2部長）宛書翰^(註44)において、「日本カ北方ニテ馮玉祥ノ政策ヲ是認シ又広東ニ於ケル露人並ニ共產派排斥運動ニ幾分ナリトモ同情ヲ表示シ其後此南北両者提携ニ対シ今迄ノ段政府ニ対スルト同様程度ノ好意ヲ表スル事トセハ広東ノ改組ハ勿論南北ノ一致提携モ案外容易ニ成功シ東亞将来ノ為誠ニ結構ノ事ノ様存申候」と述べている。

しかし、1925年11月、郭松齡事件が発生した。これは、馮玉祥が張作霖配下の郭を使喚して起こさせた反乱である。馮は第二次奉直戦争後、張や段祺瑞と次第に対立するようになり、不満を募らせていた^(註45)。陸軍は事件後、今度は張作霖と呉佩孚との提携を斡旋した。田中は1926年4月、元奉天特務機関長・陸軍予備役中将貴志弥次郎を漢口に派遣して呉と会談させた^(註46)。また、田中は同月、靳雲鵬（國務総理）に書翰を送り、張呉提携の斡旋を依頼した^(註47)。靳は旧安徽派に属しながら、後日の安国軍政府で総理を務める潘復の乳母が靳の実母、呉と同郷（山東省）、弟・雲鵬が曹錕配下の軍人であるなど、奉天・直隸両派とも懇意だった〔徐1964; 譚1962〕。

地方権力間の提携による中国和平統一を目指

した1920年代の陸軍の政策の集大成といえるのが、1927年1月17日、陸軍次官畑英太郎から坂西、奉天督軍顧問松井七夫、安国軍副司令張宗昌顧問小野弘毅、関東軍・支那駐屯軍両司令官に送られた訓電^(註48)である。畑はこの訓電に関し、「未タ政府ノ決定議ニ至ラサルモ諸官ハ不取敢其ノ職務ノ関スル限りニ於テ右ノ主旨ニ基キ行動セラレ」たしと指示したうえ、印刷した電文を本庄（駐華公使館付陸軍武官）と岡村（孫伝芳軍顧問）に携行させ、その内容を各官・各軍に徹底させた。

時局日ニ重大ナリ当方ノ対策要旨左ノ如シ

一、北方ニ対シテハ各々実力者ヲシテ大局ヲ達観シテ精神的協調ヲ保チ馮玉祥ノ如キモ過去ノ行懸リヲ一掃シ為シ得レハ此際包容スルニ努メ以テ各箇撃破ヲ受ケサル様努力シ私利ヲ忘レ逐次民主善政ヲ実行セシムルコト

二、南方ニ対シテハ支那ノ立場ニ同情シ其ノ合理的主張ハ支持スルモ共產的施設ハ国民及列国ノ共ニ不幸ナルコトヲ明カニシ露国トノ関係ヲ絶チ危険分子ヲ漸次洗練シ已ムヲ得サレハ之ヲ排除シテ純国民党ノ団結ヲ図リ且其ノ政策ヲ穩健ナラシメ特ニ此意義ヲ関係地方民衆ニ知ラシムルコト

三、斯クシテ南北接近ノ端緒ヲ発見シ一時的タリトモ安定ノ域ニ入ラシムルコトハ最モ希望スル処ナリ而シテ両者カ此機会ニ於テ已ニ其ノ主義政策ヲ浄化シ穩健化シタル以上南北両者ニ対シテハ公平不偏ノ態度ヲ持シ首脳者ノ何人タルヲ問ハサルコト

以上のように、1920年代前半の陸軍は、中

国中央政府への支援による国土統一という政策路線を後退させ、むしろ中国における地方分権化という政治的趨勢を容認した。そして、この趨勢を踏まえ、日本が各地方権力間の提携を主体的に斡旋することにより中国の和平統一を目指す路線へと政策を修正した。筆者が思うに、分治合作主義の起源は、この政策路線にある。逆にいえば、この時期の陸軍も中国の分裂を望んでおらず、その地方分権化が進行するなかで何とか国土統一を維持しようと努力した。ただ、地方権力の提携斡旋という活動は、中国内政への日本の関与を深める動きであり、「東洋の盟主」を自任する日本の自意識を高める役割も果たしたと思われる。

Ⅲ 国民政府の台頭と 分治合作主義の変質

張作霖と呉佩孚の提携は、1926年後半に破綻した。他方、同年7月、国民政府（1925年7月、広東軍政府を改称）は北伐実行のため国民革命軍総司令部を設置し、蔣介石が総司令に就任した。磯谷はこれに対し、ソ連が「蔣介石並ニ其他若干ノ親露派（共産黨員等）支那人ヲ利用シ其主義ノ宣伝勢力ノ扶植ニ努メ北伐ノ実行ニヨリテ其勢力地盤ヲ北方ニ開展セン」^(注49)としていると警戒した。さらに、1927年3月24日の南京事件と4月3日の漢口事件は、国民革命とソ連の勢力が中国に与える影響の大きさを日本側に痛感させた^(注50)。

国民革命の進展と張作霖・呉佩孚らの北方軍閥の弱体化という中国情勢の急変・混乱を受け、陸軍は、革命の満洲地方への波及を懸念した。そして、その対応を検討するなかで、陸軍部内

では、対中政策のあり方をめぐり意見が分岐した。従来の分治合作主義を継続してあくまでも中国の和平統一を目指すか、または「二重政策」に回帰して満洲問題を対中政策の最優先課題と位置付けるか、である。

前者の分治合作主義については、本庄が1927年7月に荒木（参謀本部第1部長）宛に送付した意見書^(注51)のなかで、「此支那赤化ノ傾向ニ対シ如何ニ対策ヲ講スヘキカ」と自問したうえで、次のように論じている。

先ツ〔張作霖や呉佩孚などの〕彼等軍権者カ誠意協調シ且其期間ノ努メテ久シカラントニ努力セサルヘカラス之レカ為吾人ハ我帝国トシテ無策ノ不干涉ヨリモ極東兩國ノ関係カ敢テ他人行儀ニ移推スヘキモノニアラサルコトニ鑑ムルトキハ善意ノ進言ハ必スシモ躊躇スルニ及ハス否寧ロ之ニ斡旋シ呉張合作ヲ中心トシテ孫伝芳閻錫山等ヲ之ニ合セシメ出来得ヘクンハ国民軍中ノ健全ナルモノヲモ招致シテ形式ナリトモ統一事業ノ速カナラン事ヲ望マサルヲ得ス……之ヲ要スルニ各軍権者カ相合作シテ統一ヲ図リ互ニ自省シテ其秕政ヲ改善スル如ク充分ノ援助ヲ与フルト同時ニ支那ノ思想ノ潮流ヲ看テ極力反共産主義宣伝ヲ為サシメサルヘカラス

本庄は、さらに「北方派ト蔣介石一派トノ握手ニ依ル共産派ノ打倒ハ最モ望ム所」とし、張蔣合作の実現にも奔走している^(注52)。1927年5月10日、本庄は山西督辦兼省長閻錫山の代表である潘蓮茹と会談し、張蔣合作の斡旋を閻に依頼した^(注53)。しかし、この合作は実現せず、むしろ閻と馮玉祥が国民革命軍に吸収され、北

伐の勢いが増大した〔樋口 2004〕。

一方、後者の「二重政策」、すなわち対満政策優先路線のなかで注目されるのが、関東軍参謀長齋藤恒が1927年春に作成した「支那救国策」^(註54)である。これは、辛亥革命以来の情勢をみると「支那人ハ統一ノ力ナク從テ又政府ハ国民ヲ統一シ得ス」と判断せざるをえないとし、いわゆる滿蒙分離を強行しようとする意見である。それによると、「支那ハ四分五裂軍閥党人跳梁跋扈シテ干戈絶ユル日ナク生民塗炭ニ苦シミ野ニ精彩ナク慘トシテ天日闇キ感アリ而モ此影響ヲ受クル至大ナルモノハ我カ日本ナリ」。したがって、「帝国ハ支那ヲ救援センカ為先ツ滿蒙ノ地ニ自治聯省ヲ設定シ其生民ヲ塗炭ノ苦ヨリ救済シ範ヲ支那本部ニ垂レ以テ王道ヲ全世界ニ宣布」すべきである。その手順としては、まず「北京政府ヲシテ帝国ニ滿蒙統治援助ヲ声明」させ、「声明ト同時ニ滿蒙聯省中央政府ヲ設ケ帝国之ヲ支援シ且我軍ヲ各省要地ニ配置」し、「首腦者トシテ滿洲人（最モ愚劣ナルモノ）ヲ推戴」する。その後「関東州内行政ノ様式ニヨリ改革ヲ断行」し、外交の権限も「滿蒙聯省中央政府」に帰属させる、というものであった。

こうした意見対立は、1928年に入って北伐の完成が間近になると、陸軍中央部でも激論が戦わされるものとなった。それが、同年3月に参謀本部第2部（部長＝松井石根）が作成した「新対支政策」^(註55)をめぐる同部と第1部（部長＝荒木）との衝突である。分治合作主義の継続を主張する第2部に対し、第1部は、滿洲問題を最優先課題に挙げたのである。「新対支政策」は、次のように述べている。中国の混乱は日本に深刻な影響を及ぼすので、「帝国ハ自衛の見地ニ於テモ速ニ和平統一ノ現出ヲ希望」

する。滿洲問題に関しては、「滿洲ヲ全然支那本部ノ政治圏外ニ置カムコトハ云フヘクシテ行ヒ難ク從テ現ニ関内ニ在ル滿洲ノ軍隊ヲ関外ニ撤退セシムルコトハ全支那ノ和平運動ト相待ツニアラサレハ実行困難ナルヘシ」。一方、第1部は「新対支政策ニ対スル意見説明」^(註56)を作成し、これに反論した。日本が「是非共解決セネハナラヌ大陸問題」は、「滿蒙ニ於ケル帝国ノ政治的権力ノ確立」であり、「支那本土ニ於ケル和平統一ノ如キ政治的視界ニ於テ痴人ノ夢」にすぎず、「和平勧告其ノモノニ対支政策ノ中心生命ヲ托セントスルハ吾人ノ主張ヨリ見テ無益」である。

以上の2つの意見のうち、後者の「二重政策」路線は、田中義一内閣（1927年4月成立）の滿蒙分離政策や関東軍高級参謀河本大作の張作霖爆殺事件（1928年6月4日）に連なる。田中と河本は、張への評価こそ違え、中国本土への日本の関与を避け、むしろ北伐に呼応して対満政策を展開する点で政策的志向性が一致している。田中は、日本政府が事件発生前に南北停戦を勧告した1928年5月18日付覚書を回顧し、それが「張作霖ヲ引キ離シテ兎モ角支那本部カ革命ノ目的ヲ達セル様ニ導イタ」^(註57)と述べている。河本も同年4月27日付荒木・松井石根宛書翰^(註58)のなかで、次のように論じている。「支那の戦局も最近活気を呈し来候へ共未だ京漢線方面の戦況進捗せざる現況に於ては奉張の没落を予断し難く該方面の快報を一日千秋の思を以て翹首相待居候 奉張の没落は東三省に於ける新政権樹立の動機となり延ひて滿蒙問題の根本的解決を期すへき絶好の機会を与ふる次第にして是非共其処迄時局を導き度く切望罷在候就ては現時局にして順調に進展するものとせば

敢て拙策を弄するの要なく却而自然の推移に委することを妥当とする」。

では、満蒙分離政策が田中内閣の対中政策となり、張作霖死亡後に国民政府の中国統一が形式的に完成した後、分治合作主義はどうなったのか。これに関し、「支那屋四天王」は、国民政府の中国統一は短命に終わるとみていた。彼らもまた、張作霖に代わる満洲の地方権力を確立することに反対はなかった^(注59)。そのみならず、彼らは、中国本土にあっても地方分立状態こそが中国の歴史および現状に適した姿であるとみなした。まず国民革命への対応としては、磯谷（第3師団司令部付）が、済南事件発生後の1928年6月2日に作成した「山東善後方案」^(注60)のなかで、満洲問題解決のため北伐を利用することをやめ、むしろそれを阻止すべく、従来の軍閥に代わる地方自治政権を日本の支援で華北に樹立すると主張した。磯谷の主張は、従来の分治合作主義が、中国の分立状態を容認したうえで、その和平統一に向けて地方権力の提携を日本が斡旋するとしたのに対し、分立自体を日本の力で創出するとした点で、注目すべきである。「済南事件ヲ一局地ノ出来事トシテ蔣一派ニ恩ヲ施シ之ニ直接関係無キ満蒙問題解決ニ利用シ得ルモノト考フル如キ過去失敗ノ事例ヲ残セルモノニ等シキ政策」である。日本はむしろ、山東派遣軍の存在によって南方派の同省侵入を防ぎ、「北方勢力ニ対シテハ地方自治ノ見地ヲ以テ之カ施政ヲ善導シ民意ニ反スル軍閥ノ跋扈ヲ排シ領事官憲ト協力シテ支那自体ヨリ現出スル正当ナル政権ノ擁護指導ヲ期ス」。

さらに北伐終了後、国民政府が蒋介石派と汪兆銘派に分裂すると、「四天王」はこれを自己の認識の正しさを証明するものとみなした。土

肥原（奉天特務機関長）は1930年4月の片倉衷（関東軍参謀）に対する談話のなかで、胡漢民のような古参の国民党員は蔣を「三民主義ノ仮面ヲ被レル軍閥」とみているから、日本はこの対立を利用し、満蒙問題解決のため「南北抗争促進」を図るべきであると述べた^(注61)。板垣（関東軍高級参謀）も満洲事変前の講演において、国民政府に中国を統一する能力はないから、日本が中国社会を安定に導くしかなく、日本の政治的指導権をまず満洲地方で確立し、その指導力をやがて中国全土に拡大すると論じた。「目下国民政府ハ諸外国ノ不統一ニ乗シテ外交方面ニ若干ノ成功ヲ収メテ居リマスケレトモ内政方面ニ於テハ依然トシテ軍閥ノ権力争奪時代」が続いている。そもそも易姓革命が連続する中国の歴史は、戦乱の繰り返しである。しかし、「漢民族ノ社会組織ハ累次ノ戦乱ニ刺激セラレ自然ノ必要ニ迫ラレ特殊ノ自治制度即チ部落単位ノ経済組織同郷人同業者ヲ中心トスル経済組織ノ発達ヲ促シ民衆ノ経済組織ハ国家ノ軍事並政治ト分離」した。「支那民衆ノ心理カラ申セハ安居楽業カ理想」であり、「政治並軍事トカ言フモノハ支配階級ノ一種ノ職業」にすぎず、「何人カ政権ヲ執リ何人カ軍権ヲ執リ治安ノ維持ヲ担任シタトテ別ニ何等差支ナイ」のであり、むしろ「治安維持ヲ適当ナル外国ニ托スル以外ニ民衆ノ幸福ヲ求ムル道カ無イ」。日本としては「満蒙問題ヲ解決シ支那ニ対シテ指導ノ地位ニ立ツコトカ必要」なのである^(注62)。

以上のように、1920年代後半の国民革命の進行に伴い、陸士16期の「支那通」は、中国の統一を維持する方向から分裂を促進する方向へと認識を修正した。それは、革命がソ連の影響下で行われた、国民政府の中国統一が長続き

しない、中国の歴史と現状に照らして地方分立こそが同国に適している、と彼らが認識したことによる。このため、彼らは、日本が中国内政への関与を一層深めつつ、従来のように地方権力を伸介するばかりでなく、国民政府に服しない地方権力の樹立とその指導、ひいては、中国における国家と社会の乖離に鑑み、同国全体を指導する政治権力を日本が掌握し、その社会を上から統治する構想まで描くようになった。第16期の「支那通」にとって、満洲事変は、そうした日本による中国社会統治の第一歩とみなされた。

IV 満洲事変と分治合作主義の完成

満洲事変勃発後、満洲国が成立し、国民政府から独立した政治権力が同地に樹立された。陸軍の対中政策は中国本土への対応に焦点が移行し、華北問題が最大の鍵となった。事変発生後、華北問題をめぐって日中間の最初の懸案となったのは、関東軍の熱河侵攻だった。

関東軍の侵攻に先立ち、永田（参謀本部第2部長）は1932年10月から翌11月にかけて満洲・華北地方に出張した。その滞満中、永田は岡村（関東軍参謀副長）と会談し、「熱河及京津地方に対する施策の為有力なる統一的特務機関の設置（天津又は錦州已むなくは旅順）」に関して意見を交換した^(注63)。その後、1933年2月、板垣に対し天津出張（参謀本部付）が命じられ、翌3月、天津特務機関が新設された。この機関は、陸軍中佐大迫通貞が機関長に任じられたものの、板垣の事実上の指揮下に置かれ、「板垣機関」と別称された^(注64)。

関東軍は1933年2月末、熱河作戦を発動し

た。3月上旬、板垣は、この作戦の「補助手段トシテ北支施策」^(注65)を実施すべく、白堅武（呉佩孚の元部下、元両湖・直魯豫巡閱使公署政務処長）や宋哲元（察哈爾省政府主席兼第29軍長）といった華北将領への働きかけを開始した^(注66)。このうち、呉の配下のなかで「最モ信任厚ク且日本党」^(注67)といわれた白は、北京政府消滅後の呉の没落に伴って彼自身も勢力を失墜し、中国が「国民党の私産」^(注68)になっていると痛嘆していた人物であった。

では、この当時、天津を拠点とする板垣の特務工作は、具体的に何を目標としたのか。

ここで注目すべきことは、満洲事変勃発後、陸士16期を中心とする陸軍中堅将校の間では、満蒙独立政権を樹立すれば「支那本部諸政權トノ間ニ相当長期ニ亘ル紛争継続ヲ予期」せざるをえず、日本がこれに対処するためには中国を分裂させるほうが有利であるとの認識が生まれたことである。つまり、参謀本部第1部作戦課長今村均を中心に、永田（陸軍省軍事課長）・岡村（同補任課長）・磯谷（教育総監部第2課長）・東條英機（参謀本部編制動員課長）・渡久雄（同第2部欧米課長）・重藤千秋（同支那課長）の協議によって1931年9月30日に作成された「満洲事変解決ニ関スル方針」は、「支那本部諸政權ヲシテ満蒙ニ生スル新事態ヲ黙認又ハ是認セシメ彼我ノ政治的経済的關係ヲ緩和改善」するためには、華北の反蒋介石勢力、旧北洋軍閥、汪兆銘の広東国民政府などを利用し、蔣の南京国民政府を瓦解に導くと論じている〔日本国際政治学会1988, 131; 川田2008〕。板垣もまた、1932年春の「情勢判断」^(注69)のなかで、「支那に統一なく政情不安なるは即ち満蒙問題の解決を有利ならしむるものと謂ふべく東洋永遠の平和

を確立する途上要すれば権宜の措置として之を助成する」と述べている。

以上の認識の下、陸軍中堅将校の間では、満洲問題解決のため、地方政権の樹立や操縦によって国民政府に圧力をかけるべく、分治合作主義を基調とした対中政策構想が案出された。おそらく板垣の天津出張前に参謀本部第2部から同人に与えられた指示^(註70)は、次のように述べている。「国民党ノ政策ハ排外利権回収」にあり、「従テ反満的」である。「故ニ日本ハ将来飽迄打倒国民党ノ方針テ進ムガ至当」である。蒋介石は国民党と必ずしも一体ではないが、「蔣モ亦対日方針ノ転換ハ対内策上不可能」である。したがって、日中関係の根本的調整のためには、「南京政府ノ勢力ヲ弱メ反蔣反国民党勢力ヲ助長」する策をとるしかない。このため、「日本ニ比較的好都合ナル政権樹立ノ空気ヲ醸成」すべく、「北支ノ一局面ノミニ捉ハラレス 中南支——山西、山東、等ニモ十分連絡シ気永ニ之ヲ指導ス」。

しかし、1933年当時の特務工作が、国民政府の圧迫という目標からもう一步踏み込み、同政府から分離独立した「華北国」「緩衝国」の樹立に発展する可能性があったかといえ、それは小さかった。白堅武は、関東軍の侵攻が平津地区に及べば華北の政治形態は変化するだろうと考えていた^(註71)。とはいえ、日本側の接触を受けた白は、「中日両国は共同利害があり、経済提携をすべきであるが、領土を侵害してはいけない」^(註72)と主張した。白はまた、張敬暉との「軍事合作」を板垣から求められたのに対し、張が旧安徽派であることを理由に拒絶した^(註73)。さらに白は、「華北が第二の満洲国となれば救済の機会は永遠に失われる」^(註74)とし、

板垣に向かって「溥儀のような傀儡になることを我らは決して潔しとしない」^(註75)と述べた。天津特務機関は1933年5月21日付関東軍参謀長小磯国昭宛電報〔小林・島田1964, 553〕のなかで、反蔣派は複雑で団結が難しく、全員が「親満親日」であるわけでもない認めざるをえなかった。

一方、1930年代前半に陸軍部内の主導権を掌握した「皇道派」は、1932年から1933年にかけて、荒木（陸相）を中心に、国民政府を相手とする日中国交調整工作を展開した。この工作の特徴は、満洲国の承認または黙認を条件として日本が国民政府の中国統一事業を支援する含意の下に行われた点にある。

工作の発端は、1932年5月頃、駐日中国公使蔣作賓が近衛文磨（貴族院副議長）に接触したことにある。この当時、蔣と近衛はともに鎌倉で病氣療養をしていた。駐日中国公使館参事官丁紹侶も旧制東京第一高校で近衛と同じ寮に住んでいた。この関係を利用し、蔣は丁を伴い、近衛を訪ねた。蔣は近衛に対し、「まず蒋介石の実力を説いた」。すなわち、蒋介石は「今日では殆んど全支那を把握してゐる形であるから、支那を考へるには蔣の勢力を第一に考へなければならぬ、蔣を中心勢力と認めさへすれば、日本にとつて今くらゐ対支外交のやりよい時機はない」と述べ、中国分裂を模索する陸軍を批判した〔近衛1946, 1-3〕。その後、蔣作賓は、坂西（予備役陸軍中將）^(註76)や「皇道派」と親しい平沼騏一郎（枢密院副議長）^(註77)らと会談のうえ、9月10日に荒木と会見した^(註78)。蔣作賓は彼らとの接触から、「〔日本〕軍部はなおも偽組織〔満洲国〕の承認を主張しているが、以前ほど強硬ではない」との感触を得た〔沈1976, 下、

497]。

こうしたなか、1932年10月、「荒木陸軍大臣の重要なブレーンの一人」[伊藤・佐々木1977]であった鈴木貞一（陸軍省軍務局支那班長）が訪中して黄郛と会談した。鈴木自身も、ソ連の存在に鑑み、日本は中国本土に侵攻すべきでなく、むしろ日中提携を深め、日本の対満・華北政策に国民政府を協力させるべきだと考えていた[鈴木1940, 5-8]。鈴木と黄は、同月15日から21日までの5回にわたり会談した。鈴木は席上、満洲地方を「中国主権下の永久中立自治区」にする一方、「日本は中国本土に対し一切の特権を放棄する」との「東北問題解決案」を示した。しかし、黄は「満洲放棄を欲しなかった」[沈1976, 下, 505-506]。ただ、鈴木は21日に別れを告げるに際し、上海駐在陸軍武官根本博を黄に紹介した。根本は後日、停戦に向けて黄と会談を重ね、塘沽停戦協定締結の立役者の一人となった。黄夫人・沈亦雲の回想では、鈴木もまた、根本の交渉を東京から支援した[沈1976, 下, 521-522]。鈴木はその後一貫して、ソ連への対抗から日中両国の対立は回避すべきであるとの意見を抱き続けた^(註79)。

鈴木は1933年3月13日、「支那ノ日支直接交渉提議ニ対スル我方態度ニ就テ」^(註80)と題する意見書を荒木に提出した。これは、黄郛との会談を踏まえ、「断然日支ノ提携方策ニ轉換スヘキ」だと主張したものである。黄は鈴木に対し、満洲問題をしばらく放置し、その他の問題、たとえば「日本ノ支那ノ統一援助支那ノ排日取締等ニヨリ国交ノ轉換ヲ策スルノ方策ナキヤ」と述べた。鈴木は推測では、蒋介石は今後、関東軍の南下に応じて華北地方に軍を進め、「北支ヲ自己ノ手ニ収メ自己勢力ノ強化ヲ図リ且ツ

日支国交ノ転機トナサン」とするだろう。日本はこれに対し、中国側が満洲国の独立を承認し排日運動の根絶を約束するのであれば、「支那中央政府ノ支配力強化ニ徹底的援助ヲ与ヘ」るほうがよいとした。

鈴木は1933年8月に陸軍省新聞班長に異動し、日本の対中政策決定の中枢から離れた。しかし、国民政府を相手とする日中国交調整工作は、荒木の下で塘沽協定締結後も継続された。鈴木異動後の工作は、元鈴木合名会社役員金子直吉に担われた。金子は1933年4月以降、上海に渡航した国粋会会員笹川喜三郎と連絡を取り合い、笹川をして黄郛や一時帰国中の蔣作賓らと交渉させ、協定締結を民間の立場から支援した^(註81)。金子が協定交渉になぜ関与したのかは、史料的に不明である。ただ、齋藤実内閣（陸相は荒木）に政治資金を提供していた帝国人造絹絲株式会社が鈴木商店の子会社として設立された関係から、齋藤内閣の政務にも金子が助言を与えていたらしい[白石1950, 323]。金子は協定締結直前の1933年5月27日に荒木に書翰^(註82)を送り、「支那事は停戦条約と共に大局を決する条件を握り置候必要あり」と述べ、停戦を機に日中関係の全般的調整に乗り出したとの考えを示した。さらに金子は7月、荒木と外相内田康哉と会談し、国交調整工作実施への許可を求めた。このうち、内田は工作に反対したが、荒木は賛同した。このため、金子は、齋藤の許諾も得たうえで、「陸軍に依り民間の発意として何人かを差遣」わすことにした^(註83)。

「荒木の使者」である予備役陸軍中将古谷清は1933年10月14日、南昌で蒋介石と会談した[呂2014, 203]。古谷には、孫文と懇意だった国民同盟所属衆議院議員菊池良一と笹川が同

行した。一方、会談には、中国側から行政院長兼外交部長汪兆銘も出席した^(注84)。南京駐在陸軍武官岩松義雄の報告^(注85)によると、この会談は、古谷が「反共産交渉及経済提携主張ヲ持出タ」が、中国側は「諾否ノ回答ヲ為ス迄ニハ至ラサリシ」というものとなった。

ただし、荒木は古谷の派遣を陸軍部内に秘匿していた。「皇道派」の幹部である陸軍次官柳川平助でさえ、岩松の報告により、ようやく古谷訪中の情報を得た。柳川は岩松に対し、「目下機微ナル関係ニアル日支両国ノ立場ニ鑑ミ我対支政策ノ通行上ニ面白カラサル影響ヲ蒙ル虞」があるので、古谷に向かって「此ノ種ノ行動ヲ差控ヘラル、様注意ヲ喚起セラレタシ」と指示した^(注86)。以上の点から、古谷はあくまでも荒木個人の密使であり、陸軍の組織的関与はなく、荒木の意図は、古谷の訪中をもって直ちに日中関係を改善するというよりも、改善の糸口を探るため蒋介石の意向を打診することにあつたと推測される。

「皇道派」は1930年代半ばから勢力を失墜する。これに代わって、林銑十郎（1934年1月、陸相着任）・永田（同年3月、陸軍省軍務局長着任）を中心とする「統制派」が陸軍部内の主導権を奪取した。永田は1935年5月、磯谷（駐華大使館付陸軍武官）に書翰を送付し、国民政府との間で日中国交調整を進めようとする外務省を批判して「認識不足の外務関係の自由主義的動向」と論難し、中国の動向いかんにかかわらず、「飽く迄我の自主的国策要請を堅持」するとの意思を伝達した^(注87)。

この権力交代に伴い、陸軍にあっては、中国中央政府としての国民政府との間に国交調整を進める路線が後退し、分治合作主義が再浮上し

て、その一環として華北分離工作が進められた。土肥原（奉天特務機関長）は、1935年3月29日の「支那ノ新対日態度ト我対策樹立ノ要」^(注88)と題する意見書のなかで、中国における国家と社会との乖離をあらためて強調したうえ、そうした状態に応じた対中政策を策定する必要があると論じている。従来の日中関係を顧みると、「段祺瑞乃至北洋派政権ノ支那統一運動ニ対シ我国ハ軍事的ニモ財政的ニモ多年ニ亘リ不尠努力ヲ試ミタ」が、「終ニ統一ヲ完成シ得サリシノミナラス反テ日支邦交ノ悪化ヲ招来」した。もはや「単一政府ヲシテ支那全国ヲ統一セシムルト言フ如キ当分実現ノ見込ナキ事業ノ助成ニハ強イテ手ヲ染メサルヲ可」とする。日本は、新たな対中政策を樹立するにあたり、「須ラク旧態ヲ改メ支那国ヲ目スルニ近代国家ヲ以テセス安居樂業ヲ念願スル住民ヲ包容スル支那社会トシテ遇スルコト」が適当である。つまり、「近代国家ノ完成ヲ前提トシテ盲目的ニ蒋介石政府ヲ助ケテ他ヲ抑制スルハ妥当ナラス」。むしろ「支那社会カ其ノ本来ノ面目タル安居樂業ヲ日本トノ提携ニヨリテ実施セシムル如ク指導」し、「華北、山東、長江筋、福建、西南等夫々地方別ノ経済帯ヲ結フコトヲ以テ支那ノ安居樂業社会形成ノ早計トスヘキ」である。

板垣（関東軍参謀副長）もまた、1935年1月30日付片倉（陸軍省軍務局付対滿事務局勤務）宛書翰のなかで、「対察哈爾、北支等に関しては従来ノ無為を捨てて多少積極主義に徐々に改正中」^(注89)と述べ、関東軍として華北分離工作に着手する意思のあることを明らかにした。そして、板垣は、日本の今後の対中政策に関し、日本の力で中国の地方分立状態を創出した後、日本の指導の下で日本と中国各地方権力との提携

または地方権力同士の提携を推進し、日本が中国社会を統治しつつ、国民政府を包囲して、その圧迫・打倒を期すべきであると論じている。筆者が思うに、これこそが、分治合作主義の完成形である。

支那大陸ヲ人文及地上ノ見地ニ基キ相分立セシメ其分立セル個々ノ地域ト帝国ト直接相結ビ帝国ノ国力ニ依リ相分立セル勢力ノ相剋ヲ阻止シ各地域ニ於ケル平和ノ維持ト民衆ノ経済的繁栄ヲ図リ以テ支那ニ於ケル排日ノ根絶ト日滿支経済提携ノ実ヲ挙ケントスルニ在リ軍ハ支那ヲシテ常ニ我友邦タラシムルニハ此政策ヲ遂行スルノ外手段ナキモノト確信ス又本政策ハ現ニ帝国カ行ヒツツアル北支及内蒙工作ヲ更ニ積極的ニ進展セシメンカ概ネ前述ノ成果ヲ収メ得ヘク尠クモ南京政府ヲシテ我ニ反噬セシムルコトヲ不可能ナラシムルヲ得ルニ於テ然リトス^(註90)

ただし、華北分離工作をめぐるには、華北の分離独立と国民政府の圧迫のどちらに比重を置くべきかについて、「支那屋四天王」のなかでも意見が分かれた。板垣は、国民政府の政令外にある「北支五省ノ聯立ヲ目標」とし、「其目的ノ達成ヲ期シ見込アリ」とみていた^(註91)。一方、磯谷は、板垣の進める「北支目下ノ工作ヲ非ナリ」とし、「寧口蔣介石ヲ圧迫シテ相当ノ効果ヲ挙ケ得ヘシ」として、河北・山東・山西など華北諸省の「自然的結合」を待ちながら、「南京政権ノ政策是正ヲ強要」することが先決だと主張した。磯谷は、「宋哲元等カ内々南京政府ト連絡シ到底我軍ノ要求ニ応セス遂ニ北支軍権ノ武力行動ニ出ヅルニ至ランコトヲ憂慮シ

寧口速ニ南京交渉ヲ進ムルヲ有利」と考えていた^(註92)。華北工作から日中戦争勃発までの道程をみると、1935年12月の冀察政務委員会成立後、日本と華北との提携問題をめぐり、旧北京政府官僚を中心とする「親日派」と第29軍の軍人を中心とする「反日派」との間で委員会が二分され、後者の対日姿勢が硬化して盧溝橋事件の一因となった〔樋口2007b〕。この点を顧みると、磯谷の憂慮は、決して的外れのものではなかったのである。

おわりに

陸軍の中国認識とそれに応じた日中提携構想は、2つの路線が軍内に併存した。それは、日中提携の下で、中国中央政府の統一事業を日本が支援して中央集権体制を確立させる路線と、同国内に割拠する地方権力の協力を日本が斡旋して地方分権体制を樹立させる路線との2つである。そして、この両者のうちのどちらかが、中国情勢や軍内派閥対立などの歴史的条件に応じて陸軍全体の対中政策として随時採用された。日中戦争勃発後に国策として定められた分治合作主義に連なるのは、このうちの後者である。それは、中支那派遣軍特務部が1938年11月24日に作成した「新中央政権ト邦連制ノ問題」^(註93)と題する文書が次のように述べていることからわかる。中国は「昔大明国トカ大清国等云ツテ居タ時代テモ大体此地方分権主義分権ト云ハンヨリ分治合作即邦連組織テアッタ」のであり、「中国ノ如ク広大ナル領域ヲ有スル国テハ此ノ組織カ自然」である。「此クノ如キハ中国ヲシテ再ヒ往昔ノ群雄割拠時代ヲ再現シ内乱絶エサルヘシ」というものがあるが、

「東亜事実上ノ盟主トシテ日本カ某期間其力ヲ以テスル時ハ相互ノ内争動乱ハ防止シ得ルテアラウ」。

以上の2つの路線は、日本が中国内政に関与しながら両国の提携関係構築を目指した点で、近代東アジア世界の国際秩序形成に対する日本の主導的役割を想定している。しかし、中国における統一的中央政権の存在を前提とした前者の路線は、国民国家体系としての近代的国際秩序に親和的である。一方、後者の分治合作主義は、中国における国家と社会との乖離を強調したうえ、日本が中国全土に行きわたる政治的指導権を掌握し、地方権力をコントロールして統一を維持しながら、中国社会を上から統治することを目指した。このため、分治合作主義は、中国での西洋的国民国家建設の不適合性を指摘することにより、前者に比べてアジア主義という枠概念に適合する可能性を多く有すると同時に、東アジアにおける近代的国際秩序への移行期にあって、階層的秩序への回帰を志向した。その結果、分治合作主義は、主権的国民国家体系の克服を目指した「東亜協同体」論との間に親和性をもつことになった。

とはいえ、日本は、中国での国民国家形成を当初から疑問視していたわけではない。むしろ陸軍の中国認識の変遷は、統一を支持する路線から分裂を促進する路線へと、時に逆行運動を示しながら、緩やかに推移する過程とみなすことができる。援段政策実施当時の陸軍は、北京政府の官僚集団である段祺瑞らの安徽派を支援し、同政府を統一政権とする中央集権体制確立を目指した。それは、ロシア革命後の共産主義勢力の東漸防止という目的から、中国の政治的安定実現を期待したためであった。しかし、北

洋軍閥が安徽・直隸両派に分裂し、さらに南方派も勃興するという分権化の進行のなかで、段への権力集中は失敗した。彼の勢力が後退した安直戦争以降、陸軍は、直隸派・南方派などの地方権力の台頭を踏まえ、対中政策の再考を迫られた。

中国の政治的安定を目指した陸軍の意思は、軍閥混戦のために統一から分裂への動きが加速された1920年代前半の中国情勢のなかにも、継続した。ただし、この時期の陸軍は、そうした分権化の潮流に鑑み、臨時執政として政権の中枢に復帰した段祺瑞を支援せず、各地方権力間の提携と均衡を維持できる人物として黄郛を支持した。そして、日本が各地方権力間の主体的斡旋者となり、彼らの間に協力関係をつくることで、中国の和平統一を目指した。分治合作主義は、これら中国各地に林立する割拠的小権力の存在を容認し、それらの提携を通じて中国統一を維持する政策として生まれたものだった。そこには、中国全体、とくに地方の政治的覚醒に呼応しようとの陸軍側の主観的意図があり、中国を分割して弱体化させようとの意思はなかった。

しかし、1920年代後半の国民革命の進展に伴い、分治合作主義は、中国の統一よりもその分裂を志向するものへと変質した。革命が進展し、張作霖・呉佩孚などの軍閥が打倒されるなかで、陸軍の大勢は、対中政策のなかで満洲問題を最重要視し、中国本土政局への関与を避け、むしろ革命の進展を逆用して満蒙分離を図った。一方、板垣などの陸士16期「支那通」は、日本の支援によって満洲に地方権力の樹立を図る点で満蒙分離論者と意思を同じくしながら、その支援を通じて獲得した指導的地位を中国本土

に拡張し、日本が中国の政治権力を掌握して同国の社会を統治しようとするようになった。これは、国民政府の中国統一が短命に終わるだろうから、国家と社会との距離が大きい中国においては、むしろ地方分立を前提とした統治を行うほうがよいとの認識に立脚するものであった。

満洲事変勃発後、陸軍 16 期の「支那通」は、中国の地方分裂への志向性を一層強めた。これは、事変勃発により日本と国民政府との対立が激化するなか、陸士 16 期を中心とする陸軍中堅将校が、事変の展開を容易にする意図から、親日的地方政権樹立などの手段を通じて中国の地方分立状態を日本の力で創出し、中央政府である国民政府の弱体化を図ろうとしたためである。1930 年代前半の陸軍にあっては、陸相荒木らの「皇道派」を中心に、国民政府の統一事業を支援しながら同政府を提携相手として日中国交調整を目指す工作も進められた。これは、陸軍の一部に脈々と流れる、ソ連への対抗から日中両国は対立よりも協力を目指すべきだとの考えから行われたものだった。しかし、1930 年代半ばの「皇道派」から「統制派」への権力交代に従って、分治合作主義が陸軍の対中政策の主流路線として再浮上し、その一環として華北分離工作が実施された。最終的に、分治合作主義は、日本が中国の各地方権力との間に提携関係を構築しつつ、地方権力同士の提携をも斡旋することにより、日本の指導の下で日中提携と中国社会の安定とを両立させながら、国民政府の倒壊を期するものとして完成した。

(注 1) このほか、近代日本の中国認識に関する近年の研究に、松本 [2011]、米谷 [2006] がある。前者は、日本人の中国認識が「どのよう

なインパクトを日本の思想に与えたか」という問題を日本思想史の文脈から考察し、後者は、日本の中国認識が有する「侵略と連帯」の二重性を指摘している。また、日本陸軍の中国認識に関する論考には、戸部 [1991; 1994; 1999]、波多野 [1998] がある。

(注 2) 本稿で「国家」という言葉を用いる場合、権力機構としての中央政府とそれによって秩序づけられた政治社会を指す。一方、「社会」は、経済・教育・宗教・芸術などの非政治的領域のあらゆる要素を包容する一個の生活体系の意味で用いる。なお、中国における国家と社会の乖離を強調して中国通史を描いた近年の研究に、岡本 [2013] がある。

(注 3) 外務省外交史料館蔵「支那事変関係一件」第 10 巻。

(注 4) 外交史料館蔵「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 汪精衛関係」第 3 巻。

(注 5) 中華民国の地方外交は、土田 [1997]、塚本 [1998]、光田 [2000] を参照。

(注 6) 防衛省防衛研究所図書館（以下、「防研」）蔵「磯谷廉介発簡文書控綴」（以下、「磯谷発簡」）第 1 冊所収の 1918 年 2 月 10 日付松井石根宛磯谷書翰。

(注 7) 戸部 [1999, 49-63]。なお、西原借款に関し本稿執筆のうえでもっとも参照した研究は、斎藤 [1982; 1983; 1986; 1990-1991] である。坂西の動向は、山本 [1981] も参照。

(注 8) 1920 年 8 月 14 日、在漢口総領事瀬川浅之進発外相内田康哉宛政機密第 34 号、外務省編『日本外交文書』大正 9 年第 2 巻上冊、第 376 文書（以下、『日本外交文書』所収文書については、これを『日外』T9-2-上-376 のように略記）。

(注 9) 段は、中華民国大總統顧問有賀長雄との会見の席上、「大隈内閣ハ強ヒテ南北ヲシテ連合セシムル主義ヲ取ラレタルモ寺内内閣ニ至リ此ノ主義ヲ踏襲セラレザル形勢」にあるのを見て、「特ニ感謝ノ意」を述べている（国会図書館憲政資料室蔵「寺内正毅関係文書」(16-10) 所収の 1916 年 11 月 16 日付寺内宛有賀書翰）。

(注10) ここでいう軍閥は、波多野 [1973, 9] の定義に従い、「武力を背景にした私的目的追求の集団、またはそれを代表する個人」を指している。

(注11) 馮は副総統就任後、従来の江蘇督軍署を副総統府と改称し、そこで職務を遂行している [公 1989, 1916 年 11 月 6 日条]。

(注12) 張・孫・陳 [1987, 47-48] 所収の「關於民国五年全国軍隊數目答復議員張佐漢函稿」。

(注13) 張・孫・陳 [1987, 131] 所収の 1913 年 11 月 15 日付奉天都督府參謀處發段祺瑞宛「關於第二十七師師長對陸軍核減態度密報」。

(注14) 杜・林・丘 [1981, 上, 260-265] 所収の曾毓雋「黎段矛盾与府院冲突」。

(注15) 1917 年 7 月 20 日, 林發外相本野一郎宛第 1012 号 (『日外』 T 6-2-143)。

(注16) 鈴木 [1972, 342] 所収の勝田主計「対支借款ニ就テ」。

(注17) 1916 年 7 月 13 日, 坂西發參謀次長田中義一宛坂特電号外 (『日外』 T5-2-511)。

(注18) 国民党の元參議院議長張繼は 1916 年 12 月に来日し、政友会総裁原敬・外務次官幣原喜重郎・參謀本部当局者らと会談している。張の来日は、「段内閣より特使を日本に送ると云ふに付段と日本政府と何か秘密の条約にても締結ありては南方派苦境に立つに付之を予防」することを目的としていた (原 [1965] 中の 1916 年 12 月 20 日付日記)。

(注19) 山本 [1985, 上, 160-161] 所収の 1916 年 12 月 24 日付寺内宛西原書翰。

(注20) 杜・林・丘 [1981, 下, 45] 所収の張国淦「北洋軍閥直皖系之斗争及其没落」。“The letter from W.H.Donald to G.E.Morrison, December 28, 1917.” [Lo 1978, 646-650]。

(注21) 山本 [1989, 77-78] 所収の 1918 年 1 月 11 日付西原宛坂西書翰。

(注22) 「寺内正毅關係文書」441-10。この覚書は、内閣野紙を使用した全 8 部の意見書からなる「首相意見書」綴中に収められている。その執筆時期は不明。ただし、綴中に収録されている、シベリア出兵に関する覚書の欄外に「三

月十四日總理ヨリ受取 本野」との書き込みがあることなどから、大半の意見書が 1918 年 2～3 月頃の執筆と思われる。

(注23) 1918 年 2 月 22 日, 坂西發田中宛坂特電第 20 号 (『日外』 T7-2-上-272)。

(注24) 中国第二歴史档案馆 [1991, 719-720] 所収の 1918 年 3 月 2 日付「段祺瑞組成督辦參戰事務處通電稿」。

(注25) 憲政資料室蔵「西原亀三文書」第 19 冊所収の 1918 年 1 月 18 日付西原宛藤原正文 (交通銀行顧問) 書翰。

(注26) 山本 [1989, 98] 所収の 1918 年 4 月 26 日付西原宛坂西書翰。山本 [1989, 101] 所収の 1918 年 5 月 6 日付寺内宛坂西書翰。

(注27) 中国第二歴史档案馆 [1991, 723] 所収の 1919 年 1 月 6 日付新發參戰軍第 3 師長陳文遠宛督理參戰軍訓練事宜處第 73 号。

(注28) “The Minister to China (Reinsch) to the Secretary of State (Lansing), February 12, 1918.” *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1918*, p.87. なお、唐繼堯は、「和戦の争うところは根本の大法にあり、〔南北〕和議を理由に譲歩できない」とする孫の主張 (中国第二歴史档案馆・雲南省档案馆 [1993] 所収の 1918 年 3 月 15 日付孫宛唐電報) に対し、軍政府を改組して西南軍閥と岑春煊・唐紹儀らの文人政治家とが団結しなければならないと反論している (同上所収の同年 3 月 25 日付唐發孫宛電報)。

(注29) 中国第二歴史档案馆・雲南省档案馆 [1993] 所収の 1918 年 8 月 28 日付吳發馮宛電報。

(注30) 杜・林・丘 [1981, 下, 65-74] 所収の韓世儒「參戰軍与直皖戦争概述」。

(注31) 上原勇作關係文書研究会 [1976, 383] 所収の 1922 年 8 月 2 日付上原宛坂西書翰。

(注32) 防研蔵「大正十二年 密大日記 六冊ノ内第五冊」(以下、「密大日記」については、これを「T12-密-6の5」のように略記) 所収の 1923 年 7 月 11 日付參謀本部「支那ノ現状ニ対スル策案」。

(注33) 「磯谷發簡」第 2 冊所収の 1921 年 10

月 26 日付松井宛磯谷書翰。

(注34) 同上所収。

(注35) 「荒木文書A」141。

(注36) 防研蔵「大正七年 西伯利出兵に関する往復書信綴 荒木陸軍大佐」所収の 1918 年 4 月 26 日付中島（ハルビン特務機関長）宛荒木書翰，同年 5 月 6 日付中島・武藤信義（シベリア駐在武官）宛荒木書翰。

(注37) T14-密-6 の 5。

(注38) T12-密-6 の 5。

(注39) T14-密-6 の 5 所収の 1925 年 1 月「在支諜報武官会議記事」。

(注40) 山本 [1983] 中の 1925 年 5 月 17 日付日記。

(注41) 上原勇作関係文書研究会 [1976, 228] 所収の 1925 年 12 月 20 日付上原宛鈴木書翰。

(注42) 「西原亀三関係文書」第 22 冊所収の「孫寶琦、梁士詒、沈瑞麟、黃郛、王正廷、屈映光ヲ代表セル袁良氏信書及其訳文」。

(注43) 同上，第 23 冊。

(注44) 「磯谷発簡」第 2 冊。

(注45) 中国第二歴史档案馆 [1992] 中の 1924 年 12 月 1 日，1925 年 4 月 1 日付日記。

(注46) 憲政資料室蔵「田中家文書」（複製）第 31 冊所収の 1926 年 4 月 14 日付佐藤安之助宛貴志書翰。

(注47) 同上第 6 冊所収の 1926 年 4 月 30 日付靳宛田中書翰。

(注48) S2-密-6 の 6。

(注49) 防研蔵「磯谷資料 其一」所収の 1926 年 7 月 12 日付磯谷発粵常報第 15 号。

(注50) 上原勇作関係文書研究会 [1976, 439] 所収の 1927 年 4 月 9 日付上原宛本庄書翰は，「最近の支那時局愈出て愈乱申候。而も当局は只迎合的の態度何となく全支共産政権の下に立つやの感有之」と述べている。

(注51) 憲政資料室蔵「荒木貞夫関係文書」(366) 所収の「第三次北伐時の支那情勢所見」。

(注52) 上原勇作関係文書研究会 [1976, 439] 所収の 1927 年 4 月 5 日付「支那時局対策ニ関スル電報写」。

(注53) 伊藤隆ほか [1982] 中の 1927 年 5 月 10 日付日記。

(注54) 防研蔵「昭和二～三年 関東軍参謀長時代（主として対支策と張作霖爆死事件記録）」（以下，「関東軍参謀長時代」）。なお，防研蔵「齋藤恒日記」1927 年 4 月 4 日条に「午後二対支意見ヲ出ス」との記述があるので，この「支那救国策」の作成日時は同年 3 月末～4 月初頭であると思われる。

(注55) 「荒木文書A」64-2。

(注56) 同上，64-1。

(注57) 「関東軍参謀長時代」所収の 1928 年 9 月 26 日付「田中総理ノ齋藤中将へ話セル対支所見」。

(注58) 「荒木文書A」81。

(注59) 防研蔵の 1928 年 4 月 4 日付磯谷宛河本書翰によると，土肥原（奉天督軍顧問）は奉天特務機関長秦真次と共謀し，張作霖配下の模範軍司令荒木五郎に謀反を起こさせ，張を除外しようと計画していた。彼らは，張作霖に代えて張学良を東三省政権の最高指導者として擁立する考えだったようである（防研蔵の平野零児「明治一六～昭和二八年 河本大作傳（草稿）」pp.229-235）。荒木を利用したのは，彼が一時期，張学良の顧問を務めていたことによるものと思われる（外交史料館蔵「反奉天派紛擾事件 張郭戦争」第 1 巻所収の 1926 年 1 月 29 日付新民府副領事遠山峻発外相幣原喜重郎宛機密第 21 号）。

(注60) 『日外』S I -1-2-364。

(注61) 憲政資料室蔵「片倉衷関係文書」（867）所収の 1930 年 4 月 17 日付「土肥原大佐談話メモ」。

(注62) 日本国際政治学会 [1988, 103-104] 所収の 1931 年 5 月 29 日付板垣征四郎「滿蒙問題ニ就テ」。

(注63) 川田・溝口・服部 [2011] 所収の真崎宛永田書翰。

(注64) 「片倉衷関係文書」（199）所収の「書翰控」中の半田敏治宛片倉書翰草稿。

(注65) 小林・島田 [1964, 515] 所収の 1933

年6月付関東軍司令部「北支に於ける停戦交渉経過概要」。

(注66) 小林・島田 [1964, 530] 所収の1933年4月18日付天津特務機関関東軍参謀長小磯国昭宛天特第183号。

(注67) 注46の佐藤宛貴志書翰。

(注68) 杜・耿 [1992] 中の1931年10月1日付日記。白の人となりや満洲事変前後の主張・活動については、光田 [1995] に詳しい。

(注69) 小林・島田 [1964, 174] 所収の1932年4~5月「板垣高級参謀の情勢判断」。

(注70) 「荒木文書A」(65) 所収の参謀本部第2部「日支関係調整ノ必要」。文書の冒頭に、「第二部テ板垣少将ニ託シタ要旨」との注記がある。

(注71) 杜・耿 [1992] 中の1933年1月4日付日記。

(注72) 同上, 1933年1月24日付日記。

(注73) 同上, 1933年4月18日付日記。

(注74) 同上, 1933年4月20日付日記。

(注75) 同上, 1933年5月9日付日記。

(注76) 北京師範大学・上海市档案馆 [1990] 中の1933年7月22日付日記。

(注77) 同上, 1933年8月5日付日記。なお、平沼と「皇道派」との関係については、滝口 [1999] を参照。

(注78) 同上, 1933年9月10日付日記。

(注79) たとえば、日中戦争勃発直後に記された木戸日記研究会 [1966, 536] 所収の1937年9月7日付木戸幸一宛鈴木書翰では、「対支問題も愈々本腰に処理被致候御様子、為邦家慶賀此事に御座候。事今日に至りては、蘇支一体観の上に先づ支那を撃破するの外無之事と存候へ共、飽く迄で最後の敵は蘇軍なりとの内決必要と存候」と述べられている。

(注80) 「荒木文書A」60。

(注81) 憲政資料室蔵「齋藤実関係文書」(163-7-(1)) 所収の「金子直吉来信写(塘沽条約締結関係)」中の1933年4月27日付齋藤宛金子書翰。

(注82) 「荒木文書A」(67) 所収の「蒋介石と古谷中将秘密会談電文綴」に収録。

(注83) 「齋藤実関係文書」(163-7-(2)) 所収の「金子直吉来信写」中の1933年7月21日付齋藤宛金子書翰。

(注84) 「蒋介石と古谷中将秘密会談電文綴」中の1933年10月16日付笹川発金子宛電報。

(注85) 防研蔵「昭和八年 満受大日記 二十四冊ノ内其二十一」所収の1933年10月17日付岩松発柳川宛第272号。また、呂 [2014, 203] の1933年10月14日付の記事によると、蒋介石は古谷との会談の席上、「東亜の事は東亜の人が自ら決すべきであり、中国の事もまた、中国人自らが決すべきであるが、とくに東方の文化・哲学・倫理を重んじて解決の道を求めるべきである」と述べたうえ、さらに「およそ一切の政策は、はじめに人があるべきであり、たとえ良好な政策があっても、人を得なければ、その政策も烏有に等しい」とし、日本の対中政策において人を得ていないことが「今日東亜之患」になっていると非難している。

(注86) 同上所収の1933年10月19日付柳川発岩松宛電報。

(注87) 小林 [2000, 101] 所収の1935年5月12日付磯谷宛永田書翰。同上 [103] 所収の同年8月11日付磯谷宛永田書翰。

(注88) 憲政資料室蔵「真崎甚三郎関係文書」2245。

(注89) 「片倉衷関係文書」13-4。

(注90) 外交史料館蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第8巻所収の1936年3月28日付板垣征四郎「関東軍ノ任務ニ基ク対外諸問題ニ関スル軍ノ意見(有田大使ト懇談席上)」。

(注91) 防研蔵「松井石根大将満支遊記」1935年10月19日条。

(注92) 同上, 1935年11月27日条。防研蔵「磯谷資料 其二」所収の1935年6月18日付板垣宛磯谷書翰。

(注93) 防研蔵「昭和十三年 陸支密大日記 第六十五号」所収。なお、この文書によると、連邦制が「邦ヲ連合セシメテ始メテ国カ出来タモノテアル」のに対し、「邦連ハ色々ノ邦カ自由意志テ集マリノ国家ヲ為ス」ものであり、「邦

連制度」の下での地方権力は、連邦制度下のそれにくらべ、「自活力即ち自治ノ力ノ極メテ強イ」とされている。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 飯田泰三 1997.『批判精神の航跡——近代日本精神史の一稜線——』筑摩書房.
- 伊藤隆ほか編 1982.『本庄繁日記 1』山川出版社.
- 伊藤隆・佐々木隆 1977.「昭和八～九年の軍部と『鈴木貞一日記』」『史学雑誌』86(10) 83-101.
- 稲葉正夫編 1970.『岡村寧次大将資料(上)——戦場回想篇——』原書房.
- 上原勇作関係文書研究会編 1976.『上原勇作関係文書』東京大学出版会.
- 岡本隆司 2013.『近代中国史』筑摩書房.
- 外務省情報部編 1928.「改訂現代支那人名鑑」『中国人名資料事典 4』日本図書センター(1999年復刻版).
- 角崎信也 2010a.「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響——」『国際情勢』(80) 67-80.
- 2010b.「新兵動員と土地改革——国共内戦期東北解放区を事例として——」『近きに在りて』(57) 55-67.
- 神谷正男編 1975.『宗方小太郎文書』原書房.
- 川田稔 2008.「満州事変と永田鉄山」『人間環境学研究』6(1) 1-21.
- 川田稔・溝口常俊・服部亜由未 2011.「永田鉄山の真崎甚三郎宛書簡」『人間環境学研究』9(2) 113-115.
- 岸本美緒 2006.「中国中間団体論の系譜」岸本美緒編『「帝国日本」の学知 第3巻 東洋学の磁場』岩波書店.
- 北岡伸一 1979.「陸軍派閥対立(1931~35)の再検討——対外・国防政策を中心として——」『年報・近代日本研究』1 44-75.
- 1989.「支那課官僚の役割」日本政治学会『年報政治学——近代化過程における政軍関係——』岩波書店 1-23.

- 木戸日記研究会編 1966.『木戸幸一関係文書』東京大学出版会.
- 近衛文麿 1946.『平和への努力』日本電報通信社.
- 小林一博 2000.『「支那通」一軍人の光と影——磯谷廉介中将伝——』柏書房.
- 小林龍夫・島田俊彦編 1964『現代史資料7 満州事変』みすず書房.
- 西郷鋼作 1938.『板垣征四郎』成光館書店.
- 斎藤聖二 1982.「西原亀三の対中国構想」『国際政治』(71) 54-71.
- 1983.「寺内内閣と西原亀三」『国際政治』(75) 12-29.
- 1986.「寺内内閣における援段政策確立の経緯」『国際政治』(83) 143-161.
- 1990-1991.「ロシア革命と日中関係——援段政策の変質——」上・下『シオン短期大学研究紀要』(30)-(31) 75-99/51-79.
- 酒井哲哉 2007.『近代日本の国際秩序論』岩波書店.
- 笹川裕史・奥村哲 2007.『銃後の中国社会——日中戦争下の総動員と農村——』岩波書店.
- 佐々木隆 1979.「陸軍『革新派』の展開」『年報・近代日本研究』1 1-43.
- 塩出浩和 1992.「広東省における自治要求運動と県長民選——1920~1922年——」『アジア研究』38(3) 73-105.
- 1999.「広東商団事件——第三次広州政権と市民的自治の分裂——」『東洋学報』81(2) 63-86.
- 2002.「広州における国会——1920年6月~1922年8月——」『法学研究』75(1) 451-429.
- 白石友治 1950.『金子直吉伝』金子柳田翁頌徳会.
- 鈴木武雄編 1972.『西原借款資料研究』東京大学出版会.
- 鈴木貞一 1940.「更生新支那政権の現在及び将来」内閣情報部.
- 高橋伸夫 2006.『党と農民——中国農民革命の再検討——』研文出版.
- 滝口剛 1999.「満州事変期の平沼騏一郎——枢密院を中心に——」『阪大法学』39(1) 95-121.
- 田中恭子 1996.『土地と権力——中国の農村革命——』名古屋大学出版会.

- 塚本元 1998. 「北京政府期における中央外交と地方外交（一九一九～一九二〇）——湖南日中両国人衝突事件の外交的処理を事例に——」『法学志林』95(3) 1-35.
- 土田哲夫 1997. 「1929年の中ソ紛争と『地方外交』」『東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学』(48) 173-207.
- 戸部良一 1991. 「陸軍『支那通』の転向——佐々木到一の場合——」『防衛大学校紀要 社会科学分冊』(63) 21-56.
- 1994. 「陸軍『支那通』と中国国民党——国民政府否認論の源流——」『防衛大学校紀要 社会科学分冊』(68) 33-67.
- 1999. 『日本陸軍と中国——「支那通」にみる夢と蹉跎——』講談社.
- 西原亀三 1965. 『夢の七十余年』平凡社.
- 日本国際政治学会編 1988. 『太平洋戦争への道 別巻・資料編』朝日新聞社.
- 野村浩一 1981. 『近代日本の中国認識』研文出版.
- 秦郁彦編 1991. 『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会.
- 波多野善大 1973. 『中国近代軍閥の研究』河出書房新社.
- 波多野澄雄 1988. 「日本陸軍の中国認識」井上清・衛藤審吉編『日中戦争と日中関係』原書房.
- 原奎一郎編 1965. 『原敬日記 4』福村出版.
- 樋口秀実 2004. 「東三省政権をめぐる東アジア国際政治と楊宇霆」『史学雑誌』113(7) 37-72.
- 2007a. 「袁世凱帝政運動をめぐる日中関係」『國學院雑誌』108(9) 1-15.
- 2007b. 「1935年中国幣制改革の政治史的意義」服部龍二・土田哲夫・後藤春美編『戦間期の東アジア国際政治』中央大学出版部.
- 深町英夫 1999. 「広東軍政府論」中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学出版部.
- 船木繁 1984. 『支那派遣軍総司令官 岡村寧次大将』河出書房新社.
- 松本三之介 2011. 『近代日本の中国認識』以文社.
- 2013. 「国家と社会をめぐる思想史的素描」黒川みどり・山田智編『内藤湖南とアジア認識』勉誠出版.
- 丸田孝志 2007. 「抗日戦争期・内戦期における冀魯豫区の中国共産党組織」『史学研究』(259) 84-108.
- 光田剛 1995. 「『白堅武日記』に見る九・一八事変——国民党批判と対日協力——」『立教法学』(42) 214-239.
- 2000. 「華北『地方外交』に関する考察——塘沽協定～梅津・何応欽協定——」『近代中国研究彙報』(22) 43-63.
- 安井三吉 2003. 『柳条湖事件から盧溝橋事件へ』研文出版.
- 山本四郎 1981. 「寺内内閣時代の日中関係の一面——西原亀三と坂西利八郎——」『史林』64(1) 1-36.
- 編 1983. 『西原亀三日記』京都女子大学.
- 編 1985. 『寺内正毅内閣関係史料』上・下 京都女子大学.
- 編 1989. 『坂西利八郎書翰・報告集』刀水書房.
- 米谷匡史 2006. 『アジア／日本』岩波書店.
- 〈中国語文献〉
- 北京師範大学・上海市档案馆編 1990. 『蔣作賓日記』江蘇：江蘇古籍出版社.
- 陳錫祺編 1991. 『孫中山年譜長編』上・下 北京：中華書局.
- 丁文江 2007. 『民国軍事近紀』北京：中華書局.
- 杜春和・耿来金編 1992. 『白堅武日記2』江蘇：江蘇古籍出版社.
- 杜春和・林斌生・丘權政編 1981. 『北洋軍閥史料選輯』上・下 北京：中国社会科学出版社.
- 公孫旬 1989. 『馮国璋年譜』石家庄：河北人民出版社.
- 胡曉 2007. 『段祺瑞年譜』合肥：安徽大学出版社.
- 胡健国 1992. 「段祺瑞先生事略」国土館編『国土館現藏民国人物伝記史料彙編24』台北：三民書局.
- 黄征・陳長河・馬烈 1990. 『段祺瑞与皖系軍閥』鄭州：河南人民出版社.
- 呂芳上編 2014. 『蔣中正先生年譜長編4』台北：国

- 史館・中正紀念堂管理处・中正文教基金会。
 沈雲龍 1976.『黃膺白先生年譜長編』上・下 台北：聯經出版事業公司。
 譚志清 1962.「我所知道的新雲鵬和新雲鶚」中国人民政治協商會議全國委員會・文史資料研究委員會編『文史資料選輯 35』北京：中国文史出版社。
 吳廷燮 1985.「段祺瑞年譜」榮孟源・章伯鋒編『近代稗海 4』成都：四川人民出版社。
 徐向宸 1964.「靳雲鶚生平」中国人民政治協商會議浙江省暨南京市委員會・文史資料研究委員會『江蘇文史資料選輯 3』江蘇人民出版社。
 許順富 2007.『譚延闓』桂林：廣西師範大學出版社。
 張俠・孫寶銘・陳長河編 1987.『北洋陸軍史料 1912-1916』天津：天津人民出版社。
 張一麐 1985a.「直皖秘史」榮孟源・章伯鋒編『近代稗海 4』成都：四川人民出版社 1-87。
 —— 1985b.「馮國璋先生事狀」『近代稗海 4』。
 鄭志廷・張秋山 2007.『直系軍閥史略』北京：人民出版社。
 中国第二歷史檔案館編 1991.『中華民國史檔案資料匯編 第三輯 軍事（一）（上）』江蘇：江蘇古籍出版社。
 中国第二歷史檔案館編 1992.『馮玉祥日記 2』江蘇：江蘇古籍出版社。
 中国第二歷史檔案館・雲南省檔案館編 1993.『護法運動』北京：檔案出版社。

〈英語文献〉

- Ch'i, Hsi-sheng 1976. *Warlord Politics in China, 1916-1928*. Stanford: Stanford University Press.
 Lo, Hui-min ed. 1978. *The Correspondence of G. E. Morrison, vol.2*. Cambridge: Cambridge University Press.
 Powell, M.C. ed. 1925. *Third Edition of Who's Who in China*. Shanghai: China Weekly Review.
 Powell, M.C. and H.K. Tong eds. 1920. *Second Edition of Who's Who in China*. Shanghai: Millard's Review.
 Reinsch, Paul S. 1922. *An American Diplomat in China*. New York and Toronto: Doubleday.
 Sheridan, James E. 1983. "The Warlord Era: Politics and Militarism under the Peking Government, 1916-1928" in *The Cambridge History of China, volume 12: Republican China 1912-1949, part I*. ed. John K. Fairbank. New York: Cambridge University Press.
 Wou, Odoric Y. K. 1978. *Militarism in Modern China: The Career of Wu P'ei-Fu, 1916-39*. Folkestone: Dawson.
 (國學院大學文学部教授, 2014年9月10日受領, 2015年7月17日レフェリーの審査を経て掲載決定)